

とうかい

子育て総合

ガイドブック

はぐくみ



令和2年度版
東海村

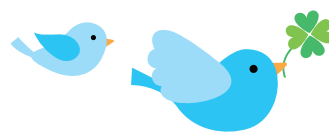


● これからお子様が生まれる方へのお願い ●

この「とうかい子育て総合ガイドブック」は、赤ちゃん全戸訪問（P.10参照）の際に、村のサービスなどの説明で使用いたしますので、紛失されないようお願いいたします。

も く じ

妊娠	1
* 妊娠届	1
* ハローベビースクール（両親学級）	2
* 産後ママあんしんケア（産後ケア）	3
* いばらき身障者等用駐車場利用証制度	5
* 妊産婦健康診査	1
* 産前・産後ヘルプサポート（ホームヘルプ）	3
* 妊産婦の医療福祉費支給制度	4
* いばらきKids Clubカード	6
出産	7
* 出生届	7
* 新生児聴覚検査費用助成	8
* 出産育児一時金	9
* 養育医療給付制度	9
* 母子健康相談	10
* 乳幼児健康診査	12
* 歯ッピーバースデー教室	12
* 出生連絡票と低体重児の届出	7
* 子育てママ応援（子育て支援グッズの贈呈）	8
* 出生時の健康保険への加入手続き	9
* 赤ちゃん全戸訪問	10
* 児童手当	11
* 赤ちゃん教室	12
* 予防接種	13
医療	15
* 休日診療	15
* 小児の医療福祉費支給制度	16
* 不妊治療・不育症治療費助成	15
預ける	17
* 認可保育所・認可小規模保育事業所・認定こども園（保育認定）の入所申し込み	17
* 村立幼稚園・認定こども園（教育認定）の入園申し込み	18
* 子育て支援サービス「すくすく」	18
* 村立幼稚園・認定こども園（教育認定）預かり保育	19
* 認可外保育施設保育料補助事業	19
* 一時預かり事業	20
* 病児保育事業	21
* 子育てのための施設等利用給付（幼児教育・保育の無償化）	22
* 多生児等育児支援事業	23
* 学童クラブ（放課後児童クラブ）	23
* 保育所・幼稚園・認定こども園・認可外保育施設一覧	24



✿ 子育て支援 ————— 25

- ✿ 地域子育て支援拠点事業…………… 25
- ✿ 子育てサークル…………… 26
- ✿ BPプログラム（親子の絆づくりプログラム）…………… 27
- ✿ 母と子のサロン…………… 28
- ✿ ちびっこ集まれ！お父さんと遊ぼう！… 28

✿ 学校 ————— 29

- ✿ 転出・転入するとき…………… 29
- ✿ 指定学校の変更…………… 29
- ✿ 区域外就学…………… 30
- ✿ 就学援助制度…………… 30
- ✿ 特別支援教育就学奨励事業…………… 30
- ✿ 東海村奨学金制度…………… 30
- ✿ 東海村通学路交通安全プログラム…………… 31



✿ ひとり親家庭 ————— 32

- ✿ 児童扶養手当…………… 32
- ✿ 母子父子家庭家賃助成事業…………… 33
- ✿ 遺児福祉手当…………… 33
- ✿ ひとり親家庭の医療福祉費支給制度…………… 34

✿ 障がいのあるお子さんへの支援 ————— 35

- ✿ 障がいのある方の医療福祉費支給制度… 35
- ✿ 手帳の交付…………… 36
- ✿ 障害者手帳による割引制度…………… 36
- ✿ 障がいのあるお子さんへの手当…………… 37
- ✿ 自立支援医療…………… 37
- ✿ その他のサポート…………… 38

✿ お出かけ・イベント ————— 39

- ✿ 公園…………… 39
- ✿ 青少年健全育成事業…………… 41
- ✿ 図書館…………… 42



✿ 相談 ————— 43

- ✿ 子育て世代包括支援センター「はぐ♥くみ」… 43
- ✿ 育児支援・相談…………… 43
- ✿ 民生委員・児童委員…………… 44
- ✿ 母子保健推進員…………… 44
- ✿ 子ども発達支援センター…………… 45

✿ 村内地図 ————— 47

✿ 索引 ————— 48

妊娠から出産後の子育てスケジュール

妊娠届出
(総合福祉センター「絆」内 保健センター)

- ・母子健康手帳の交付
- ・妊産婦健康診査受診票の交付
- ・医療福祉費制度の手続き(役場1階住民課)

妊娠中のサービス

- ・妊婦健康診査 14回
- ・産前・産後ヘルプサポート
- ・ハローベビースクール
- ・妊娠後期(妊娠8ヶ月頃)電話連絡【 年 月頃】

出 産

- ・出生の届出(役場1階住民課)
- ・出生連絡票(はがき)の投函
- ※低体重児出生届出(該当者のみ)を含む
- ・医療福祉費制度の手続き(役場1階住民課)
- ・児童手当の手続き(役場4階子育て支援課)

産後
2週間前後

新生児聴覚検査(費用助成あり)

産後ママあんしんケア

産後1ヶ月

産婦健康診査(1回目)

産婦健康診査(2回目)

※お子様の1ヶ月健康診査は有料

乳児家庭全戸訪問(赤ちゃん訪問)

4ヶ月未満のお子さんがある家庭に、助産師が訪問し、体重測定や育児相談を行います(無料)。

1~2ヶ月

予防接種予診票・
乳児一般健康診査受診票が自宅に届く

母子健康相談

妊産婦さんの相談や、生後1ヶ月~就学前のお子さんの身体測定・育児相談を毎月1回実施しています。

2~3ヶ月

赤ちゃん教室【 年 月対象】

3ヶ月頃

乳児一般健康診査(第1回)

5ヶ月

乳児健康診査【 年 月対象】

※ブックスタート(絵本のプレゼント)

9ヶ月頃

乳児一般健康診査(第2回)

10~11ヶ月

歯ッピーバースデー教室

1歳

ひよこ相談

個別に発達相談を実施しています。

1歳6ヶ月児健康診査

2歳

2歳6ヶ月児歯科検診

すくすくランド

2歳児を対象に発達相談を実施しています。

3歳

3歳児健康診査

子育て応援ポータルサイト・アプリ 「のびのび子育て帳」 公開!

「のびのび子育て帳」とは…

東海村の公式ウェブサイトとアプリです。新しい子育て支援ツールとして、妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目のない情報を集約・提供することにより、パソコンやスマホを使っての情報検索・閲覧がスムーズに行えるようになりました。子どもが伸び伸びと成長する子育てを応援する手帳風のサイト構成となっていますので、ぜひご覧ください!!

ポータルサイト

◀ URL…<http://www.tokai-kosodate.jp>

サブページ

▶ トップページ



アプリケーション

「Google Play」「App Store」から「のびのび子育て」で検索してダウンロード

アプリならではの機能は…

- ① イベント等を一斉案内するプッシュ機能
 - ・子育てに関するイベントや予防接種・健康診断等について、アプリで一斉案内するプッシュ機能を付加。
- ② 日々の育児記録ができる成長記録簿
 - ・メモの登録機能により、育児日記や成長記録、健康診断の実施結果を記録。

★お子さんの登録

名前(ニックネーム)・生年月日・性別・写真を入力



★成長記録簿

育児日記・成長記録・健康診断の実施結果等を記録



★子育て支援関連情報

キーワードから調べたい情報を検索



★カレンダー情報

日にちごとに、開催するイベント等を検索





妊娠



妊娠届

お問い合わせ 保健センター（健康増進課） ☎ 029-282-2797

産婦人科医から妊娠の確定診断を受けたら、保健センターに妊娠の届出をしてください。
母子健康手帳と一緒に、妊産婦健康診査受診票、とうかい子育て総合ガイドブック、副読本、マタニティキーホルダー等をお渡しします。
※外国語版の母子健康手帳も用意しています。

受付日時

月曜日～金曜日
午前8時30分～午後5時15分
※上記時間外で受付を希望する方は、事前に保健センターへご連絡ください。

場所

保健センター内子育て世代包括支援センター
「はぐ♥くみ」

持ち物

個人番号カードを持っている場合

個人番号カード

個人番号カードを持っていない場合

- ①マイナンバーの通知カードまたはマイナンバー記載の住民票の写し
 - ②本人確認書類、運転免許証、パスポート等
- ※①と②が必要です

マタニティマーク

妊娠初期は、赤ちゃんの成長はもちろん、お母さんの健康を維持するためにもとても大切な時期です。しかし、外見からは見分けがつかないため、妊婦さんには様々な苦勞があります。

マタニティマークは、妊婦さんにやさしい環境づくりを推進するものです。



妊産婦健康診査

お問い合わせ 保健センター（健康増進課） ☎ 029-282-2797

母子健康手帳交付時に、妊産婦健康診査受診票を交付します。
妊娠中に14回、産後に2回、県内の医療機関・助産所での健康診査を公費負担で受けることができます。
※里帰り等で県外の医療機関を利用する際は、別途手続きが必要になりますので、必ず事前に保健センターまでご連絡ください。

ハローベビースクール（両親学級）

お問い合わせ 保健センター（健康増進課） ☎ 029-282-2797

妊娠，出産，子育ての知識について学んだり，普段，病院では聞けないちょっとした不安なことや色々な悩みを相談したりできる教室です。また，同じ地域のお友達作りができる場にもなっています。仲間や助産師・保健師とともに，楽しい時間を過ごしましょう。

対象者

村内在住の妊婦と家族の方

場所

保健センター（総合福祉センター「絆」内）

申し込み

事前予約制のため，開催日の約3週間前までに，保健センターへご連絡ください。

※1回目は事前予約制で託児をご利用いただけます（無料）。

持ち物

【1回目】

エプロン，三角巾，フキン，ハンドタオル

【2回目】

エプロン（参加人数分）

【毎 回】

母子健康手帳，副読本（母子健康手帳交付時に配布），筆記用具

開催日程

	1回目	2回目
令和2年5月	15日(金)	16日(土)
7月	1日(水)	4日(土)
9月	11日(金)	12日(土)
11月	13日(金)	14日(土)
令和3年1月	15日(金)	16日(土)
3月	12日(金)	13日(土)



内容

第1回

受付 9:00～9:15

時間 9:15～13:30

- 助産師のお話&フリートーク
「妊娠中から出産の生活をイメージしよう！」
「助産師さんを交えてみんなで話そう！」
～いま気になること，これからのこと～
- 管理栄養士のお話&ランチタイム♪
「元気な体で元気な赤ちゃん！」
～知っておきたい栄養の話と簡単な調理～
- 歯科衛生士のお話
「お母さんとお子さんの歯の健康について」

第2回

受付 9:00～9:15

時間 9:15～11:45

- 助産師のお話
「夫婦で産後の生活をイメージしよう！」
「退院から役立つ赤ちゃんの成長を知ろう！」
- DVD視聴
「赤ちゃんの泣きの特徴を知ろう！」
- 沐浴のデモンストレーション&実習
「沐浴練習&パパの妊婦体験」
- 保健師からのお話
「産前産後に役立つサービスの紹介」

産前・産後ヘルプサポート（ホームヘルプ）

お問い合わせ 保健センター（健康増進課） ☎ 029-282-2797

産前・産後の体調不良のために家事や育児が困難な家庭や、多胎児を出産した家庭に、必要に応じてホームヘルパーを派遣します。利用にあたっては、申請書の提出が必要です。

申請先 保健センター

対象者

- 妊娠中または産後16週以内にある方で、体調不良等のため家事または育児を行うことが困難であり、かつ、昼間に同居の親族その他の人が家事または育児を行うことができない方
→60時間を限度
- 多胎で産後1年以内にある方
→80時間を限度

サービス内容

- 家事に関すること
 - 育児に関すること
- ※ホームヘルパーは、直接赤ちゃんに触れることはできません。

利用時間・料金

年末年始を除く午前8時～午後6時まで
(1回の利用時間は、1時間以上4時間まで)
料金は、1時間当たり1,300円で利用できます。
※詳細は保健センターにお問い合わせください。

産後ママあんしんケア（産後ケア）

お問い合わせ 保健センター（健康増進課） ☎ 029-282-2797

出産後に家族等から援助が受けられず、心身の不調および育児不安等がある方は、必要に応じて医療機関等における産後ケアを受けることができます。利用にあたっては、申請書の提出が必要です。

申請先 保健センター

対象者

- 出産後3ヶ月未満の方とその子
 - 産後に家族等の援助が受けられず、心身の不調および育児不安等が認められる方
 - 医療機関への入院を要しない方
 - 村内在住の方
- ※上記の要件を全て満たす方

利用時間・料金

利用料金は、基本額2割が自己負担となります（8割を村が負担）。
※詳細は保健センターにお問い合わせください。

医療機関

- 宿泊型：午前9時～翌日の午後5時
基本額11,000円（1泊2日の場合）
- 通所型：午前9時～午後5時
基本額4,000円（1日の場合）

助産院

- 宿泊型：午前10時～翌日の午後4時
基本額14,000円（1泊2日の場合）
- 通所型：午前10時～午後4時
基本額6,000円（1日の場合）

※上記の金額は、2割の自己負担の料金です。

サービス内容

医療機関等において、宿泊または通所で、母体の回復および母体のケアならびに乳児のケア、育児に関する指導、相談を受けることができます。



妊産婦の医療福祉費支給制度

お問い合わせ 住民課 ☎ 029-282-1711 (内線 1135)

健康保険（医療保険）で病院等にかかった自己負担分の費用の一部を公費（東海村，茨城県）で助成する制度で，通称「マル福」と呼ばれるものです。前年の所得が茨城県の基準の所得制限を超えた場合には，東海村独自の医療福祉費支給制度で，通称「マル特」が適用されます。

対象者

母子健康手帳の交付を受けた妊産婦で健康保険に加入している方

助成対象期間

妊娠の届出のあった日の属する月の初めから出産（流産・死産含む）のあった月の翌月末まで

申請方法

必要なもの

- 健康保険証
- 印鑑
- 口座番号が分かるもの
（通帳，キャッシュカード等）
- 母子健康手帳
- 所得確認対象者の課税証明書（医療福祉費受給者証交付状況証明書がある方や東海村で所得が確認できる方は不要）
- 医療福祉費受給者証交付状況証明書（県内の前住所地でマル福を受給していた場合）

変更等があった場合は，窓口での手続きが必要です。

- 村内で転居したとき
- 健康保険証が変更になったとき
- 氏名が変わったとき
- 振込先を変更したいとき
- 受給者証を紛失したとき
- 流産または死産したとき

マル福・マル特の自己負担金について

妊産婦のマル福の受給者証は原則，産婦人科のみでお使いいただくものです。ただし，産婦人科医が妊娠の継続に治療が必要と認めるとき（産婦人科医の紹介状等が必要）には受給者証を使って，産婦人科以外の医療機関を受診できます。マル特の方は，受給者証はありません。一旦，健康保険証の自己負担割合でお支払いいただき，払い戻しの申請をしてください。

- 外来自己負担金（1つの医療機関で，1日600円までを月2回が上限）
- 入院自己負担金（1つの医療機関で，1日300円。月3,000円が上限）

※県外ではマル福の受給者証が使用できません。一旦，健康保険証の自己負担割合でお支払いください。領収書，印鑑，受給者証を持参のうえ，払い戻しの申請をしてください。

自己負担金等の支給申請について

東海村では，医療機関で支払った自己負担金の助成を行っています。

以下に該当する自己負担金等については，領収書，印鑑，受給者証を持参のうえ，申請をしてください。

- マル福の方の外来自己負担金のうち1回の受診で600円未満の場合または2回の受診で600円未満が2回の場合（月ごと，医療機関ごと）
- マル福の方の入院時自己負担金および入院時食事代
- マル福非該当の方の一部負担金
- 産婦人科以外の医療費
- 県外で受診した医療費

いばらき身障者等用駐車場利用証制度

お問い合わせ 保健センター（健康増進課） ☎ 029-282-2797

ショッピングセンターや公共施設等にある身障者等用駐車場を本当に必要としている方が利用しやすい環境を整備するため、障がい者、高齢者、難病患者および妊産婦の方などの申し出により、利用証を発行する制度です。

妊産婦さんの場合、母子健康手帳を交付された方で、妊娠24週（7ヶ月）～産後6ヶ月の方が対象です。

申請・交付・返却

妊産婦の方は、保健センターで手続きしてください。

※身体障害者手帳をお持ちの方や妊産婦以外の方で利用証交付が該当になる方は、なごみ東海村総合支援センターへお問い合わせください。

その他

- 茨城県内全ての身障者等用駐車場で利用可能です。
- 利用証は、身障者等用駐車場を利用できることを示すものですが、利用の保証がなされるわけではありません。



いばらきKids Clubカード

お問い合わせ 子育て支援課 ☎ 029-282-1711 (内線 1182)

県内外協賛店舗や施設で、料金割引やポイントサービスを受けることができます。

平成28年4月から全国の協賛店舗での利用が可能になりました（全国共通ロゴマークのある新カードとの交換が必要です）。

対象者

村内に居住する妊娠中の方および18歳以下の児童がいる家庭で、児童の母・父・養親・里親・児童福祉施設長。

※第三者への譲渡や貸与はできません。



申請方法

申請先 子育て支援課 または 保健センター
破損・紛失した場合は窓口で再交付申請をしてください。

母子健康手帳もしくは健康保険証等、お子さんの年齢が確認できる書類をご持参ください。



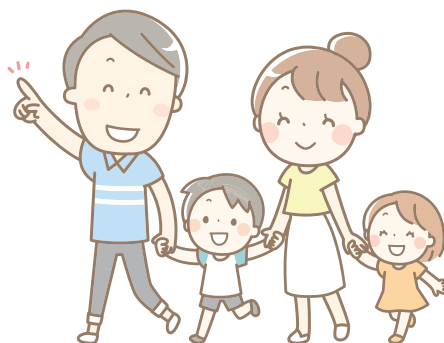
Kids Clubカードの裏面が未記入の場合、カードを使用することはできません。
有効期限が切れたカードを使用することはできません。

各都道府県の協賛店舗・施設について

各都道府県の対象条件や協賛店舗・施設情報は、こちらからご確認ください。



(いばらきkids club HP)





出産



出生届

お問い合わせ 住民課 ☎ 029-282-1711 (内線 1121, 1122)

届出期間

生まれた日から14日以内

届出義務者・資格者

生まれたお子さんの父または母

※父母が届出をすることができない場合は、同居者、出産に立ち会った医師または助産師、その者以外の法定代理人の順で届出が可能です。



届出地

父または母の住所地、本籍地、もしくはお子さんの出生地の市区町村

必要なもの

- 出生届書1通（出生証明書欄に医師または助産師等の証明があるもの）
 - 届出人の印鑑
 - 母子健康手帳
- お子さんの名に使用できる文字は、「ひらがな・カタカナ・常用漢字・人名用漢字」です。
- 医療福祉費（P16）や児童手当（P11）等の手続きがあります。



出生連絡票と低体重児の届出

お問い合わせ 保健センター（健康増進課） ☎ 029-282-2797

赤ちゃんが生まれたら、母子健康手帳交付時に交付した「妊産婦健康診査票つづり」内の「出生連絡票」のはがきにご記入の上、投函してください。

また、生まれた赤ちゃんの体重が2,500グラム未満の場合は、「出生連絡票」下段の「低体重児の出生を届け出ます。」に☑をご記入ください。

様式第1号（第2刷関係）

出生連絡票

赤ちゃんが生まれたら本表に内容をご記入の上、できるだけ早急に投函してください。
 体重が2,500g未満（低体重）で生まれた赤ちゃんは、母子保健法第18条の規定による届出が必要ですので、本表の「低体重児の出生を届け出ます」に☑をつけ、記入をお願いします。

フリガナ 氏名	姓・名・姓 名	性別	男	女
生年月日	年	月	日	
出生時 体重	kg	出生時 身長	cm	出生時 性別
出生病院				
フリガナ 住所	生 年 月 日 (歳)			
住所				
郵便番号				
電話番号				
フリガナ 氏名	〒 (郵便局)			
住所				
郵便番号				
電話番号				

●保健センターが保健師が自宅等に訪問し、健康調査やご相談をお受けします。
 希望する訪問先に☑をつけてください。
【自宅】
【保健センター】
【保健センター】
【保健センター】

●日中、連絡がつく電話番号をご記入ください。
【自宅】 (父・母)

●保健センターからの質問です。(1, 2は、いずれかに☑をつけてください)
 1 育児について相談できる人がいますか？ はい いいえ
 2 乳、不安なこと、心配なことがありますか？ はい いいえ
 3 相談したいことがありましたら、ご記入ください。

※お住まいの相談がありましたら、保健センターに電話でご連絡ください。
 電話番号 ☎ 029-308-2279, 382-2999

※低体重児の出生を届け出ます。

東海村長 印 保健委員長

❁ 新生児聴覚検査費用助成

お問い合わせ 保健センター（健康増進課） ☎ 029-282-2797

先天性聴覚障がいの早期発見・早期療育を図るために、すべての新生児を対象に、新生児聴覚検査費用の助成を実施します。

対象者

村内に住所登録のある新生児

検査内容

自動ABR（自動聴性脳幹反応検査）またはOAE（耳音響放射検査）

実施時期

令和2年4月1日～

受診方法

母子健康手帳交付時にお渡しする「妊産婦健康診査受診票つづり」にある「新生児聴覚検査受診票」を出産した医療機関等に提出してください。

※県外の医療機関等で受診する場合は、受診する前に保健センターへご連絡ください。

助成内容

初回検査1回と確認検査1回

※確認検査は必要時のみ

❁ 子育てママ応援（子育て支援グッズの贈呈）

お問い合わせ 保健センター（健康増進課） ☎ 029-282-2797

子育て中のママが外出しやすい環境づくりのため、子育て支援グッズ（授乳服、下着、お子様のスタイなど）を贈呈しています。

申請方法

「妊産婦健康診査受診票つづり」にある「東海村子育て支援用品給付申請書」にご記入の上、以下の方法で申請してください。

- ① 保健センターに来所（平日）または郵送で提出する。
 - ② 出生届の際に提出する（東海村役場住民課に平日に出生届をされる場合のみ）。
※平日の窓口時間：8時30分から17時15分
- 申請書を提出すると、カタログを配布または郵送いたします。添付のはがきで申込みをします。
 - 申込みをした子育て支援グッズがご自宅に届きます。

対象者

乳児を子育て中の方（村内在住）



❁ 出産育児一時金

お問い合わせ 住民課 ☎ 029-282-1711 (内線 1131~1133)

東海村の国民健康保険に加入している方が出産したときに、新生児おひとりにつき42万円（産科医療補償制度対象外の出産は40万4千円）が支給されます（ただし、他の健康保険からの給付が受けられる場合を除きます）。また、妊娠12週（85日）以降であれば、死産・流産であっても支給されます（医師の証明が必要）。

申請が必要な場合

- 直接支払制度を利用しない場合
- 出産費用が42万円（産科医療補償制度対象外の出産は40万4千円）未満の場合



申請方法

必要なもの

- 印鑑
- 世帯主の口座番号が分かるもの（通帳、キャッシュカード等）
- 国民健康保険被保険者証
- 領収書・明細書
- 直接支払制度に関する合意文書

❁ 出生時の健康保険への加入手続き

お問い合わせ 住民課 ☎ 029-282-1711 (内線 1131~1133)

東海村の国民健康保険に加入する場合には、住民課で手続きをしてください。
東海村の国民健康保険以外の健康保険に加入する場合には、職場等で手続きをしてください。

❁ 養育医療給付制度

お問い合わせ 住民課 ☎ 029-282-1711 (内線 1135)

身体の発育が未熟なまま生まれ、入院が必要と医師が認めた乳児に対して、諸機能を得るまでに必要な入院医療にかかる費用を公費負担する制度です。

対象者

- 東海村に居住する乳児で、入院が必要と医師が認めた次のいずれかの症状のある方
- 生まれたときの体重が2,000グラム以下
 - 生活力が特に薄弱であり、運動不安、体温34℃以下、チアノーゼ、生後24時間以上排便なし、黄疸等の症状がある場合

期間

満1歳までの入院している期間





赤ちゃん全戸訪問

お問い合わせ 保健センター（健康増進課） ☎ 029-282-2797

赤ちゃんがすこやかに成長し、安心して子育てを行えるよう、お子さんがお生まれになった方全員のご自宅に助産師や保健師が訪問し、身長・体重測定や育児相談を行います。

1ヶ月程度を目安に助産師から連絡がありますが、早めの訪問を希望される方は、助産師へ直接連絡してください。生後4ヶ月未満のお子さんが対象です。

無料の訪問内容

体重測定、産後の指導、育児相談

有料の訪問内容

沐浴、乳房マッサージ、産褥ケア

助産師 連絡先

	電話番号
荻原 由紀	☎283-1754
戸部 万亀子	☎229-3541
川崎 ます子	☎282-1050

※助産師の訪問日が決まりましたら、この「とうかい子育て総合ガイドブック」をご用意ください。村のサービスなどの説明で使用いたします。



母子健康相談

お問い合わせ 保健センター（健康増進課） ☎ 029-282-2797

保健師・助産師・管理栄養士などの専門職による無料の育児相談を毎月1回行います。お子さんの身長・体重の計測に加え、子育てや離乳食などについての相談、妊婦さんや産後のお母さんの健康相談ができます。お気軽にお越しください。

対象者

妊産婦および3ヶ月～就学前の乳幼児（事前申し込みは不要）

※生後1～2ヶ月児につきましては、電話での事前予約制で実施します。

実施場所

保健センター（総合福祉センター「絆」内）

実施時期

毎月1回

※日程は、すこやかチャレンジ健康カレンダー、広報とうかい、保健センターホームページをご覧ください。

受付時間

- 生後1～2ヶ月児（要予約）
 - ①10:00～ ②10:30～
 - ③11:00～ ④13:00～
 - ⑤13:30～ ⑥14:00～
- 生後3ヶ月以上（予約不要）
 - 午前の部 9:30～11:00
 - 午後の部 13:00～14:00

内 容

身体計測、育児相談、離乳食等栄養相談



児童手当

お問い合わせ 子育て支援課 ☎ 029-282-1711 (内線 1182)

子育ての第一義的責任は父母その他の保護者が有するという基本的認識の下、児童を養育する者に対し、家庭等における生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として支給するものです。

対象者

中学校修了前（15歳到達後最初の3月31日）までの児童を養育している方

支給額

		(1人当たり月額)
3歳未満		15,000円
3歳以上 小学校修了前	第1子, 第2子	10,000円
	第3子以降*	15,000円
中学生		10,000円
所得制限以上（一律）		5,000円

*子どもの数は18歳（18歳到達後最初の3月31日まで）以下の子どもの数を数えます。

支給日

原則、毎年6月、10月、2月の15日（15日が土・日・祝日の場合は、前営業日）に、それぞれの前月分までを支給します。

※認定請求をした日の翌月分から支給されます。ただし、誕生日・転入日の翌日から15日以内に認定請求すると、出生月の翌月分から支給されます。

※離婚協議中で別居している場合、受給者を変更できる場合があります。詳細はお問い合わせください。

申請方法

申請先 子育て支援課

公務員（一部を除く）の方は職場での手続きとなります。

必要なもの

- 印鑑
- 請求者（保護者）名義の口座番号が分かるもの（通帳、キャッシュカード等）
- 請求者（保護者）の健康保険証
- マイナンバーカードまたは通知カード（申請者・配偶者分）
- 窓口で申請する方の顔写真付き身分証明書（運転免許証等）

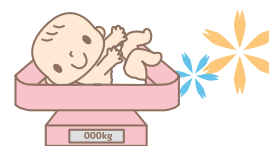
その他必要に応じて提出するもの

- 児童と別居している場合
児童の属する世帯の住民票謄本（個人番号入りのもの）または児童の属する世帯の住民票謄本と児童全員の個人番号がわかるマイナンバーカード（または通知カード）
- その他、必要な書類がある場合があります。（子の留学・父母の離婚等）
不明な点があれば、お問い合わせください。

乳幼児健康診査

お問い合わせ 保健センター（健康増進課） ☎ 029-282-2797

保健センターでは、無料でお子さんの健診を行っています。
保健センターで行う健診（下表）は、対象者に個別通知をしています。
お子さんの成長を確認したり、育児の悩みをご相談ください。



	対 象	受診場所	詳 細
1ヶ月健康診査	生後1ヶ月児	出産した病院など	有料ですが、ぜひ受診しましょう。1ヶ月健診以降はおでかけができるようになります。
乳児健康診査①	生後3～6ヶ月児	県内の医療機関	県内の医療機関で無料で受診できます。無料券は生後1ヶ月半頃にご自宅に郵送します。
乳児健康診査	生後5ヶ月児	保健センター	身体測定、内科検診、離乳食の話、育児相談、ブックスタート(絵本のプレゼント)
乳児健康診査②	生後9～11ヶ月児	県内の医療機関	県内の医療機関で無料で受診できます。無料券は生後1ヶ月半頃にご自宅に郵送します。
1歳6ヶ月児健康診査	1歳7ヶ月児	保健センター	身体測定、内科健診、歯科検診、歯みがき指導、育児相談
2歳6ヶ月児歯科検診	2歳7ヶ月児	保健センター	歯科検診、歯みがき指導、フッ素塗布、育児相談
3歳児健康診査	3歳6ヶ月児	保健センター	身体測定、内科健診、歯科検診、尿検査、視力・聴力検査、歯みがき指導、育児相談

赤ちゃん教室

お問い合わせ 保健センター（健康増進課） ☎ 029-282-2797

助産師によるベビーマッサージや相談、予防接種等についてのお話しが聞けます。また、お友達作りの場を提供します。

※1ヶ月前に、個別に通知します。

対象者

生後2～3ヶ月の乳児

実施時期・時間

毎月1回、午後1時20分～午後3時

歯ッピーバースデー教室

お問い合わせ 保健センター（健康増進課） ☎ 029-282-2797

離乳食後期から幼児食や歯科の話など、子育てに役立つ情報をお伝えします。お子さんは無料で託児をしますので、お母さんやお父さんはゆっくり話を聞いて学ぶことができます。

※対象者には、1ヶ月前に、個別に通知します。



対象者

10～11ヶ月児

実施時期・時間

隔月1回、午前9時45分～午前11時15分

予防接種

お問い合わせ 保健センター（健康増進課） ☎ 029-282-2797

予防接種予診票（受診券）は、生後1ヶ月半頃に、乳児健康診査受診票（医療機関で使用）と一緒に個別に送付します。村の予防接種予診票（受診券）は、村が指定する協力医療機関等で使用できます。転入等で予診票をお持ちでない方は、母子健康手帳を持参し、保健センター窓口までお越しください。

子どもがかかりやすい感染症

- | | | | | |
|-------------|-------------|--------|---------------|----------|
| ● 麻疹（はしか） | ● 風しん | ● 結核 | ● 突発性発疹 | ● とびひ |
| ● ポリオ（小児まひ） | ● 破傷風 | ● 日本脳炎 | ● ヘルパンギーナ | ● 溶連菌感染症 |
| ● ジフテリア | ● ヒブ感染症 | | ● 手足口病 | |
| ● 百日せき | ● B型肝炎 | ● A型肝炎 | ● 伝染性紅斑（りんご病） | |
| ● おたふくかぜ | ● みずぼうそう | | ● 咽頭結膜熱（プール熱） | |
| ● インフルエンザ | ● ロタウイルス感染症 | | ● マイコプラズマ肺炎 | |
| ● 肺炎球菌感染症 | | | ● 尿路感染症 | |

ワクチンで防げる感染症＝予防可能な感染症

ワクチンがない＝予防が難しい感染症

※ワクチンは感染すると重い後遺症や死亡の危険性の高い病気を予防するためにあります。

予防接種は、感染症から自分の健康を守るため、また、集団生活の中で感染を拡大させないために必要なものです。予防接種の接種期限（接種年齢）は、病気にかかりやすい年齢までに免疫をつけて、病気が予防できるように設定されていますので、接種機関（接種年齢）になったら早めに予防接種を受けましょう。



予防接種はいつ頃から始めればいいのか？
最初に始まるワクチンってなに？



定期予防接種は生後2ヶ月からスタートします！
予防接種のスケジュール等、ご不明な点は
主治医または保健センターにお気軽にご相談ください。

<生後2ヶ月からスタートするワクチン>

● 定期予防接種

ヒブワクチン

B型肝炎ワクチン

小児用肺炎球菌ワクチン

● 法定外予防接種*

ロタワクチン（全額自己負担）

※予防接種法には定められていないワクチンで、接種を希望する方のみ接種する予防接種です。ご希望の方は、ワクチンを取り扱っているかどうか医療機関へお問い合わせください。なお、令和2年10月から定期予防接種になります（対象者は、令和2年8月生まれから）。詳しくは、「広報とうかい」やホームページなどに掲載いたします。

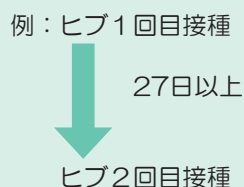
接種間隔

予防接種を受けた日から、次の接種を行うまでの間隔を「接種間隔」といいます。

別の種類のワクチンを接種するときは、決められた接種間隔をあけることになっていますので注意しましょう。

(右表参照)

同じ種類のワクチンを続けて接種する場合は、規定の接種間隔があります。



生ワクチン

麻しん風しん混合
BCG
水ぼうそう
おたふく

27日以上あける

27日以上あけるとは、月曜日に接種すると4週目の月曜日に異なる予防接種が可能。

不活化ワクチン

4種混合、B型肝炎
日本脳炎、ヒブ
小児用肺炎球菌
インフルエンザ

6日以上あける

6日以上あけるとは、月曜日に接種すると次の月曜日に異なる予防接種が可能。

別の種類の
生ワクチン
不活化ワクチン

予防接種実施医療機関一覧（参考）

- 予防接種はお子さんの体調のよい時に受けましょう！
- 予約が必要な医療機関には事前にご連絡ください。

電話受付時間および接種実施時間の詳細につきましては、予防接種予診票（受診券）と同封した「個別予防接種のお知らせ」をご覧ください。

(50音順)

医療機関名	住所	電話番号
いばらき診療所とうかい	東海村石神内宿1724-1	☎ 029-283-4110
茨城東病院	東海村照沼825	☎ 029-282-1151
尾形クリニック	東海村村松375	☎ 029-282-4781
久慈こどもクリニック	東海村舟石川駅西2-8-6	☎ 029-219-7303
村立東海病院	東海村村松2081-2	☎ 029-282-2188
東原クリニック	東海村白方1707-1	☎ 029-283-2301
武藤小児クリニック	東海村石神内宿2245-10	☎ 029-282-7722





医療

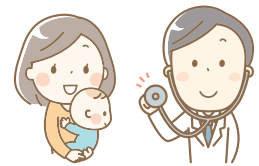
かかりつけ医を持ちましょう。かかりつけ医とは、普段からお子さんの様子を分かっている、気軽に健康や病気の相談にのってくれるお医者さんのことです。必要なときに、適切な病院やお医者さんを紹介してもらうこともできます。



休日診療

お問い合わせ 保健センター（健康増進課） ☎ 029-282-2797

休日に、村内の医療機関（当番制）で診療を受けられます。休日の診療は、急病の患者さんのために備えてあります。夜間の急病や緊急を要するとき以外は、かかりつけ医に診察時間内に診てもらいましょう。受付時間は、いずれの日も午前9時30分～正午、午後1時～午後2時です。休日診療日程表は村ホームページまたは村公式アプリ「こちら東海村」でご確認ください。



休日夜間診療等のご相談

「茨城県救急医療情報システム」のホームページにも情報が掲載されています。

東海村健康相談24時

☎ 0120-3389-56

年中無休で24時間、健康・医療相談が受けられます。

茨城子ども救急電話相談※¹

☎ 03-6667-3377

短縮ダイヤル ☎ #8000

24時間365日実施しています。
お子さんが急な病気で心配なとき、ご相談ください。

茨城おとな救急電話相談※²

☎ 03-6667-3377

短縮ダイヤル ☎ #7119

24時間365日実施しています。
大人の方で急な病気で心配なとき、ご相談ください。

※1、※2では、
休日・夜間に対応しているお近くの医療機関のご案内もしています。



不妊治療・不育症治療費助成

お問い合わせ 保健センター（健康増進課） ☎ 029-282-2797

不妊治療、不育症治療を受けている方の経済的負担軽減のため、治療費の一部を助成します。

不妊治療費助成

対象となる治療 体外受精、顕微授精

対象者 茨城県不妊治療費補助金の交付を受けている方
夫または妻のどちらかが本村に住所を有する夫婦

助成金額 1回 75,000円を限度

不育症治療費助成

対象となる治療 保険適用外の不育症の検査および治療
※入院時の差額ベッド代、食事代、文書料は対象外

対象者 夫または妻のどちらかが本村に住所を有する夫婦

助成金額 不育症治療にかかる保険適用外の検査および治療に要した費用の2分の1を助成
1人につき年間15万円、5年間を限度

申請先 保健センター



小児の医療福祉費支給制度

お問い合わせ 住民課 ☎ 029-282-1711 (内線 1135)

健康保険（医療保険）で病院等にかかった自己負担分の費用の一部を公費で助成する制度で、通称「マル福」と呼ばれるものです。前年の所得が茨城県の基準の所得制限を超えた場合には、東海村独自の医療福祉費支給制度で、通称「マル特」が適用されます。

対象者

0歳から18歳に達する日以後の3月31日までの小児

更新について

毎年誕生月の月末に更新（1日生まれの方は前月の月末）

申請方法

必要なもの

- 健康保険証
 - 印鑑
 - 口座番号が分かるもの（通帳、キャッシュカード等）
 - 所得確認対象者の課税証明書（医療福祉費受給者証交付状況証明書がある方や東海村で所得が確認できる方は不要）
 - 医療福祉費受給者証交付状況証明書（県内の前住所地でマル福を受給していた場合）
- ※出生の場合、出生届提出時にご案内します。

変更等があった場合は、窓口での手続きが必要です。

- 村内で転居したとき
- 健康保険証が変更になったとき
- 氏名が変わったとき
- 振込先を変更したいとき
- 受給者証を紛失したとき

マル福・マル特の自己負担金について

- 外来自己負担金（1つの医療機関で、1日600円までを月2回が上限）
 - 入院自己負担金（1つの医療機関で、1日300円。月3,000円が上限）
- ※県外ではマル福・マル特の受給者証が使用できません。一旦、健康保険証の自己負担割合でお支払いください。領収書、印鑑、受給者証を持参のうえ、払い戻しの申請をしてください。

自己負担金等の支給申請について

東海村では、医療機関で支払った自己負担金の助成を行っています。

以下に該当する自己負担金等については、領収書、印鑑、受給者証を持参のうえ、申請をしてください。

- 外来自己負担金のうち1回の受診で600円未済の場合または2回の受診で600円未済が2回の場合（月ごと、医療機関ごと）
- 入院時自己負担金および入院時食事代
- 補装具等を作ったときの自己負担金（申請の際には、保険組合等からの給付決定通知が必要です）
- 県外で受診した医療費



預ける



認可保育所・認可小規模保育事業所・認定こども園(保育認定)の入所申し込み

お問い合わせ 子育て支援課 ☎ 029-282-1711 (内線 1184)

村内の認可保育所・認可小規模保育事業所・認定こども園の利用申し込みを受け付けます。

対象

村内にお住まいの方で、保護者が次のいずれかの事情にあり、児童を保育できない場合に限ります。

1. 就労	保護者が家庭の内外で働いている。→ 月64時間以上 勤務している方に限る。
2. 母親の妊娠・出産	出産の前後(産前8週間もしくは産後8週間、または出産予定日を含む3か月以内)である。
3. 保護者の疾病・障がい	保護者が傷病中であるか、心身に障がいがある。
4. 親族の介護・看護	児童の家庭内に長期入院している人や、心身に障がいのある人がいるため、保護者がいつもその介護・看護にあたっている。
5. 災害復旧	火災、風水害、地震等により、住居や家財に損害を受けたため、その復旧をしている。
6. 求職活動	保護者が求職活動を行っている。(起業の準備を含む。)
7. 就学・職業訓練	保護者が就学している。(職業訓練校等における職業訓練を含む。)
8. その他	上記以外に、著しく児童の保育に欠ける理由がある家庭は、子育て支援課にご相談ください。

受付

申請先 子育て支援課(随時)

申込書は入所希望月の前月15日までに子育て支援課へ提出してください。15日が休日の場合は、前開庁日になります。

※4月1日の入所申し込みは、前年の11月頃に受け付けを行います。

詳細は広報とうかいまたは村ポータルサイト「のびのび子育て帳」をご確認ください。

提出書類

- 教育・保育給付認定申請書 兼 保育所等利用申込書
- 家庭状況書兼保育児童家庭調査票
- 児童を保育できない理由を証明できる書類(就労(予定)証明書, 診断書等) 父母分
- 発育状況調査票
- 保育所入所に関する同意書および確認票
- マイナンバーカードまたは通知カード(児童・父母分)
- 窓口来庁者の顔写真つき身分証明書
- 父母の市町村民税課税(非課税)証明書(東海村で課税額が確認できる方は不要)

❁ 村立幼稚園・認定こども園(教育認定)の入園申し込み・・・

お問い合わせ 子育て支援課 ☎ 029-282-1711 (内線 1183)

村内在住の3, 4, 5歳児を対象に、遊びや人との関わりを通して「生きる力」の基礎を育む幼児期の教育を推進します。

入園手続

お住まいの小学校区内の幼稚園等に随時入園できます。(白方及び村松小学区は村松幼稚園)。
 新年度の入園については、10月頃(予定)に各幼稚園等で入園願の配布・申込み受付を行います。
 ※詳細は、村ポータルサイト「のびのび子育て帳」をご確認ください。

保育内容

- 基本的な生活習慣の定着
- 多様な動きが経験できる運動遊び
- 集団保育を活かした社会性や豊かな感性の育成
- 地域や小学校、保育所との交流活動
- 幼小連携による円滑な小学校教育への接続
- 集団生活の面白さを味わえる活動

保育時間

教育時間は、入園する施設や年齢・時期によって異なります。

	年齢	保育時間	午前保育
幼稚園	3歳児	【村 松】 9:00～14:30 (降園は5月の連休まで11:30) 【石 神】 9:00～14:30 (降園は入園式の属する週の金曜日まで11:30) 【舟石川】 9:00～14:00 (降園は4月中旬まで11:30, 5月の連休前まで13:30) 【須和間】 9:00～14:30 (降園は5月の連休まで11:30, 1学期13:30)	
	4・5歳児	9:00～14:30	入園式の属する週の金曜日まで毎日11:30降園
こども園	3歳児	9:00～13:00	4月下旬まで毎日11:30降園
	4・5歳児	9:00～14:30	—

保育料及び副食費

保育料(利用者負担金)についてはP.22をご覧ください。

❁ 子育て支援サービス「すくすく」・・・・・・・・・・・・・・・・

お問い合わせ ファミリー・サポート・センター ☎ 029-283-4538

検診や病院・買い物・行事の参加・リフレッシュなど、子育て中のママたちが抱える不安や負担の軽減・地域社会への参画推進を目的に、保育サポート講習会の修了者・保育士の資格を持つ方がサポーターとしてママたちのお手伝いをします。

対象者 生後3ヶ月児(首がすわってから)～小学6年生

時 間 平日 午前8時30分～午後5時

料 金 1時間 500円(時間外および土・日・祝日は+100円)

申請先 ファミリー・サポート・センター(社会福祉協議会内)



村立幼稚園・認定こども園（教育認定）預かり保育

お問い合わせ 各村立幼稚園・認定こども園 ☎ 24P参照

子育て支援の充実を図るため、村立幼稚園等において預かり保育を実施しています。

- 対象者 村立幼稚園及び認定こども園（教育認定）に在籍する園児で、保護者が以下に該当する場合

就労・就学／通院、家族の通院介助、看護・介護／妊娠・出産／学校行事・自治会等の会合参加／病気・怪我・障がい／一時的な休息（月4回程度を限度）／求職活動／冠婚葬祭／事故・災害・その他やむを得ず家庭での保育が困難
※ 長期休業日（学年始・夏季・冬季・学年末）も対象は同じです。

- 実施機関 通常保育期間・・・教育時間終了後から17：00まで
長期休業日・・・8：40から17：00まで
※認定こども園は、通常保育期間・長期休業日とも18：30まで
※石神幼稚園は、就労の場合のみ通常保育期間は教育時間終了後から18：00まで、長期休暇日は8：30～18：00まで（試行的実施）
- 利用料 P.22をご覧ください。
- 実施日 在籍する各幼稚園等でご確認ください。
- 申し込み 各村立幼稚園・認定こども園



認可外保育施設保育料補助事業

お問い合わせ 子育て支援課 ☎ 029-282-1711（内線1185）

保護者の就労等で日中の保育を必要とする乳幼児が認可外保育施設を利用している場合の保育料の一部を補助します。

- 対象者 0歳から2歳児のお子さんと、県に届出をしている認可外保育施設に月単位の契約で入所していて、保護者の就労や疾病等の理由で家庭保育ができない方。
※認可保育所よりも高い料金を支払っている場合のみ。幼児教育・保育の無償化の対象児童はこの補助金の対象外です。
 - 補助額 認可保育所を利用した場合の保育料と、認可外保育施設に支払った保育料との差額に2分の1を乗じた額（月額上限額：20,000円）
 - 申請先 子育て支援課
 - 受付期間 前期（4月～8月までの利用分）・・・8月末日以降9月中旬まで
後期（9月～3月までの利用分）・・・3月末日以降翌年度4月中旬まで
- ※申請方法の詳細は村ポータルサイト「のびのび子育て帳」をご確認ください。



一時預かり事業

お問い合わせ 各保育所・認定こども園 ☎ 24P参照

保護者の疾病、冠婚葬祭、または保護者の私的な理由などで一時的に家庭保育が困難となる場合に、就学前の健康な児童を対象に、認可保育所・こども園において一時預かり事業を行っています。

対象年齢や利用料等の事業実施内容は、以下のとおりです。

施設名 (電話番号)	対象 (～就学前)	利用可能時間	利用料(円)				備考
			4時間 未満	4時間 以上 6時間 未満	6時間 以上 8時間 未満	8時間 以上	
公立							
百塚保育所 (☎029-282-2949)	1歳半～	午前7時30分 ～午後6時 (平日のみ)	1,000	1,500	2,000	2,500	<ul style="list-style-type: none"> ・村内在住者のみ利用可能 ・給食を利用しない場合は200円減額 ・村民税非課税世帯・生活保護世帯は利用料無料
とうかい村松宿こども園 (☎029-282-7390)	1歳半～	午前7時30分 ～午後6時 (平日のみ)	1,000	1,500	2,000	2,500	
私立							
社会福祉法人諏訪学園 みぎわ保育園 (☎029-282-3380)	1歳半～	午前8時 ～午後5時 (平日のみ)	1,500	2,500	3,000		
社会福祉法人淑徳会 おおぞら保育園 (☎029-287-3535)	1歳半～	午前7時30分 ～午後6時 (平日・土)	1,500	2,500	3,000		・村内在住者のみ利用可能
社会福祉法人孝友会 サンフラワーこどもの森 保育園 (☎029-287-7111)	満1歳 (離乳食完了～)	午前8時 ～午後6時 (平日・土日祝)	1,400	2,430	2,940		・休日は弁当持参
社会福祉法人愛信会 さちのみ認定子ども園 (☎029-212-5057)	満1歳～	午前7時30分 ～午後5時 (平日のみ)	1,500	2,500			・アレルギー対応が難しい場合や、離乳食完了していない場合は弁当持参
社会福祉法人オークス・ ウェルフェア おーくす船場こども園 (☎029-352-3680)	1歳半～	午前8時30分 ～午後5時30分 (平日のみ)	1,500	2,600	3,100		
特定非営利活動法人キララ こそだて支援センター キララ東海ナーサリー (☎029-212-6571)	満1歳～	午前8時 ～午後6時 (平日のみ)	3,200		4,700	-	・時間預かり 400円/30分

- 利用申込や詳しい利用方法については、各保育所・認定こども園に直接お問い合わせください。
- 各保育所・認定こども園とも1日の受け入れ制限があります。また、各施設の行事等で利用できない場合もありますので、ご確認ください。
- 認可外保育施設でも一時(託児)保育を実施しております。保育料や受入れについては直接お問い合わせください。認可外保育施設は以下のとおりです。

施設名	電話番号
保育園キッズガーデン白方	☎029-287-0216
オリヴィエキッズルーム	☎029-219-4472





病児保育事業

お問い合わせ 子育て支援課 ☎ 029-282-1711 (内線1183)

病児保育事業とは、子どもが病気の際に、保護者が就労等により自宅での保育が困難な場合に対応するため、病院、保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行うもので、本村では以下の保育所・認定こども園または施設において事業を行っています。

病児・病後児対応型

病児・病後児保育とは、児童が病気又は病気回復期のため集団保育や家庭での保育が困難な期間、専用施設において当該児童を預かる事業です。以下の施設において実施しています。

●東海村病児・病後児保育施設「るびなす」(029-283-3522)

【東海村病児・病後児保育施設「るびなす」の概要】

- 定員 4人
- 対象 おおむね生後6ヶ月から小学校6年生
村内に住所を有し、または保護者の勤務地が村内であるを満たす方
- 対象となる病気等
風邪、下痢、インフルエンザ、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）等
- 開所日時 月曜日～金曜日（祝日、12/29～1/3を除く）
午前8時～午後6時までの希望時間
- 利用方法 事前利用登録が必要（利用の際は、予約。かかりつけ医の診察情報提供書が必要）
- 利用料金 村内在住の方…1日2,000円、半日（5時間未満）1,000円
村内在勤の方…1日3,000円、半日（5時間未満）1,500円
※なお、幼児教育・保育の無償化の対象となる可能性があります。詳細はP.22を御覧下さい。

病後児対応型

病後児保育とは、児童が病気の回復期のため集団保育や家庭での保育が困難な期間、専用施設において当該児童を一時的に預かる事業です。以下の施設において実施しています。

●社会福祉法人オクス・ウェルフェア おーくす船場こども園(029-352-3680)

※利用申込や利用料金等については、施設に直接お問い合わせください。

体調不良児対応型

保育所に通所中の児童が微熱等で体調不良になった際、保護者が迎えに来るまでの間、当該保育所が対応する事業です。以下の保育所・認定こども園において実施しています。

- 社会福祉法人こばと会 チューリップ保育園 (029-282-3158)
- 社会福祉法人諏訪学園 みぎわ保育園 (029-282-3380)
- 社会福祉法人孝友会 サンフラワーこどもの森保育園 (029-287-7111)
- 社会福祉法人愛信会 さちのみ認定子ども園 (029-212-5057)
- 社会福祉法人オクス・ウェルフェア おーくす船場こども園(029-352-3680)

※利用料金は無料です。ご利用については通所中の施設に御確認ください。



子育てのための施設等利用給付（幼児教育・保育の無償化）・・・

お問い合わせ 子育て支援課 ☎ 029-282-1711（内線1184）

令和元年10月より、3歳児から5歳児までのお子さん及び2歳児以下の住民税非課税世帯のおさんの幼稚園、保育所（園）、認定こども園などの利用料（通園送迎費、食材料費、行事費等は対象外です）が無償となっています。

無償化の対象となる施設・サービスによって、対象となるための要件や手続きの方法が異なります。

対象

① 3歳以上の子ども

※満3歳になった後の4月1日から、小学校入学までの3年間が無償化の対象です。

※満3歳の時点で入園できる幼稚園については、入園時点から対象となります。

② 住民税非課税世帯の3歳未満の子どもで、保育の必要性がある子ども

内容・手続き

無償化制度を利用するためには、対象施設を利用する前に、「教育・保育給付認定」又は「施設等利用給付認定」を受けている必要があります。

利用施設・サービス		保育の必要性※1	内 容	手 続 き
幼稚園	幼稚園 （施設型給付を受ける園）	無	利用料無償	無し
	幼稚園 （施設型給付を受けない園）	無	月額2万5,700円を上限に利用料無償	事前に「施設等利用給付の認定申請」が必要です。
	預かり保育事業	有	幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、月額1万1,300円を上限に利用料無償	事前に「施設等利用給付の認定申請」が必要です。
認定こども園	認定こども園（教育認定）	無	利用料無償	無し
	認定こども園（保育認定）	有		
認可保育施設	認可保育所（園） 地域型保育事業	有	利用料無償	無し
その他※2	認可外保育施設 一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業	有	①の子ども 月額3万7,000円を上限に利用料無償 ②の子ども 月額4万2,000円を上限に利用料無償	事前に「施設等利用給付の認定申請」が必要です。

※1 「保育の必要性」とは、保護者がいずれも就労しているなど、家庭で日中の保育ができないことを指します。17ページ、「対象」の理由一覧のいずれかに該当していることを指します。

※2 いずれも上限の範囲内で複数利用が可能です。ただし、すでに認可保育園や認定こども園等を利用できている方は無償化の対象から除きます。

手続きの詳細は村ポータルサイト「のびのび子育て帳」をご確認ください。



多生児等育児支援事業

お問い合わせ 子育て支援課 ☎ 029-282-1711 (内線 1182)

ファミリー・サポート・センター ☎ 029-283-4538

多生児ならびに母子・父子家庭の子を育児する保護者の負担を軽減するため、当該保護者の育児支援（子守り等）をします。

対象者

村内に住所を有し、3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある多生児または母子・父子家庭の子を育児している保護者

申請方法

申請先 子育て支援課

必要なもの 印鑑

※申請書は子育て支援課にあります。

育成支援の時間

利用日 祝日、年末年始を除く月曜日～金曜日
午前8時～午後7時

利用時間 お子さん1人4時間以内
(1ヶ月当たり)

申請後、実際に利用する場合は、ファミリー・サポート・センター（社会福祉協議会内）にお申し込みください。

会員登録が必要なため、初回は希望日の2週間前までにお申し込みください。



学童クラブ（放課後児童クラブ）

お問い合わせ 子育て支援課 ☎ 029-282-1711 (内線 1183)

村内には現在10ヶ所の学童クラブ（放課後児童クラブ）が設置されています。

各学童クラブでは、就学児童（小学校1年生から小学校6年生まで）の放課後の健全育成を目的として、各種行事やカリキュラムを独自に組み活動を行っています。

入所の申し込みや詳細なお問い合わせについては、直接各施設へお問い合わせください。

名 称	住 所	電話番号
石神学童クラブ	東海村大字石神外宿1073-1	☎ 029-284-0070
舟石川学童クラブ（どんぐり学童クラブ）	東海村大字舟石川690-7	☎ 029-282-9011
村松学童クラブ	東海村大字村松1524-1	☎ 029-283-0983
中丸学童クラブ	東海村大字村松2124-89	☎ 029-287-7778
白方学童クラブ（サクランボ学童クラブ）	東海村大字白方2010-1	☎ 029-287-0004
照沼学童クラブ	東海村大字照沼906-6	☎ 029-283-2623
チューリップ学童クラブ	東海村大字船場784-4	☎ 029-287-7725
ジョリーボート	東海村大字村松523・524	☎ 029-229-0778
キッズガーデン白方	東海村大字白方288-1	☎ 029-287-0216
おーくす船場学童クラブ	東海村大字船場592-1	☎ 029-352-3680 (おーくす船場こども園)



保育所・幼稚園・認定こども園・認可外保育施設一覧

お問い合わせ 子育て支援課 ☎ 029-282-1711 (内線 1185)

保育所・保育園

	施設名	住所	電話番号	一時預かり	子育て支援	病児保育	休日保育
公立	百塚保育所	東海村大字豊岡1829-3	☎ 029-282-2949	○	○		
	舟石川保育所	東海村大山台2-17-39	☎ 029-282-4792				
	けやきの杜保育所(令和2年5月供用開始)	詳細は村ポータルサイト「のびのび子育て帳」をご確認ください。					
私立	社会福祉法人こばと会 チューリップ保育園	東海村船場784-4	☎ 029-282-3158		○	○	
	社会福祉法人諏訪学園 みぎわ保育園	東海村大字須和間1299-4	☎ 029-282-3380	○	○	○	
	社会福祉法人淑徳会 おおぞら保育園	東海村大字村松2822-1	☎ 029-287-3535	○	○		○
	社会福祉法人孝友会 サンフラワーこどもの森保育園	東海村大字船場718-3	☎ 029-287-7111	○	○	○	○

小規模保育事業所

	施設名	住所	電話番号	一時預かり	子育て支援	病児保育	休日保育
私立	特定非営利活動法人 キララこそだて支援センター キララ東海ナーサリー(令和2年4月供用開始)	東海村舟石川駅西3-6-28 秋葉マンション1階	☎ 029-212-6571	○			

幼稚園

	施設名	住所	電話番号
公立	村松幼稚園	東海村村松北1-4-1	☎ 029-282-2867
	石神幼稚園	東海村大字石神外宿945	☎ 029-282-3100
	舟石川幼稚園	東海村大字舟石川453	☎ 029-282-2962
	須和間幼稚園	東海村大字須和間440	☎ 029-282-4631
私立	学校法人諏訪学園 みぎわ幼稚園	東海村大字須和間1296-4	☎ 029-282-9155



認定こども園

	施設名	住所	電話番号	一時預かり	子育て支援	病児保育	休日保育
公立	とうかい村松宿こども園	東海村大字村松3370-1	☎ 029-282-3700 ☎ 029-282-3701	○	○		
私立	社会福祉法人愛信会 さちのみ認定こども園	東海村大字石神内宿2330-3	☎ 029-212-5057	○	○	○	
	社会福祉法人オクス・ウェルフェア おーくす船場こども園	東海村大字船場592-1	☎ 029-352-3680	○	○	○	○

認可外保育施設

施設名	住所	電話番号
保育園キッズガーデン白方	東海村大字白方288-1	☎ 029-287-0216
オリヴィエキッズルーム	東海村大字舟石川667-1	☎ 029-219-4472
株式会社ママMATE水戸支部(居宅訪問型)		☎ 029-352-2881
居宅訪問型個人事業(鈴木令子)	マッチングサイト「キッズライン」ホームページよりご連絡ください。	



子育て支援



地域子育て支援拠点事業

お問い合わせ 子育て支援課 ☎ 029-282-1711 (内線 1182)

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て家庭の交流や育児相談、情報提供等を実施しています。

実施施設

※実施内容については、各施設にお問い合わせください。

公立 とうかい村松宿こども園
百塚保育所
長堀すこやかハウス
児童センター

私立 チューリップ保育園
みぎわ保育園
おおぞら保育園
サンフラワーこどもの森保育園
さちのみ認定子ども園
おーくす船場こども園

公立認定こども園では以下の事業を実施しています。

- 子育て支援室開放 (わんわんひろば)
- サークル活動 (かるがもサークル)
- 未就園児体験保育 (にこにこクラブ)
- どならない子育て練習法 (そだれん)
- 父親向け育児講座
- 読み聞かせとNLT (外国人指導講師との交流)
- 多生児を持つ保護者の交流会 (ぐりとぐら)
- 子育て支援まつり

※令和元年度実施内容の一部です。



とうかい村松宿
こども園
子育て支援センター



- 季節にあった遊び・工作活動・リズム等
月曜日～金曜日、午前10時30分～午前11時
- 絵本の読み聞かせ
月曜日～土曜日
午前11時40分～、午後2時30分～
- お父さんと遊ぼう (プラレール遊び)
第3土曜日、午前10時～午前11時
- 小学生対象 卓球DAY
第2土曜日、午前9時～午後4時30分
- 子育て相談
随時・月曜日～金曜日、午前9時～午後4時

月曜日～土曜日
午前9時～午後5時
※都合により休館する場合は、
HPでお知らせします。

児童センター
☎029-306-1017



在家庭の保護者とお子さんが、お友達と一緒に楽しく遊べる広場です。お母さん同士の輪も広がります。お父さんの参加も歓迎です。お子さんと一緒に来館し、楽しく遊びましょう。

- 絵本の読み聞かせ
- カウンセラーによる育児相談・育児講座
- 保護者の交流および情報交換
- ボランティアによる音楽会
- お父さんと遊ぼう
- お誕生会、お散歩、運動会、季節行事 など

長堀すこやか
ハウス
☎029-283-3664



月曜日～土曜日
(祝祭日・年末年始・毎月最終金曜日を除く)
午前9時30分～午前11時30分
午後1時～午後4時 (正午～午後1時は除く)
※村内に住所を有している就学前の乳幼児と保護者
事前に会員登録が必要です (当日でも可)。



子育てサークル

お問い合わせ 子育て支援課 ☎ 029-282-1711 (内線 1182)

村内で活動している子育て支援サークル（子育て支援センター以外）の一覧です。
詳しい活動内容、持ち物等の詳細については、直接サークルにお問い合わせください。

にんじん

アレルギー経験のある子どもとその保護者がお互い情報を共有し、交流します。

- 対象年齢：0歳～小学生
- 活動日時：定例会（毎月20日）、アレルギー相談（4・8・1月を除く毎月第一木曜日）、アレルギーミニ講話（あかちゃんタイムで不定期開催）
- 活動場所：絆、各コミュニティセンター、中央公民館
- 会費：会費なし（イベント時実費徴収あり）
- 申込み・問い合わせ：
arg_ninjin@yahoo.co.jp

エアロビクスサークル

体の主要な大きな筋肉、胸・背中・腿・ヒップの4つを中心にまんべんなく全身運動を行います。

- 対象年齢：20代～40代
- 活動日時：毎週木曜日
午前9時30分～午前10時30分
- 活動場所：村内コミュニティセンター（主に舟石川）
- 会費：託児なし→2,400円
託児あり→保育登録2,000円（初回のみ）
2,800円
- 申込み・問い合わせ：
mahanatahiti@ymobile.ne.jp

yogaサークル～リフレッシュコア～

腹筋群や背筋を強化しながら、骨盤を整えるペルビックストレッチも導入し女性らしいスタイルを目指します。

- 対象年齢：20代～50代
- 活動日時：毎週水曜日 午前9時15分～（約90分間）
- 活動場所：村内コミュニティセンター（主に舟石川）
- 会費：託児なし→2,400円
託児あり→保育登録2,000円（初回のみ）
2,800円
- 申込み・問い合わせ：
mahanatahiti@willcom.com

リフレッシュエクササイズ

ヨガ・ストレッチ・ピラティス・バレエなどいろいろ取り入れて、楽しく体を動かしましょう。

- 対象年齢：第1・3金曜日
午前10時30分～午前11時30分
（託児：午前10時15分～午前11時45分）
- 活動場所：舟石川コミュニティセンター
- 会費：託児なし→500円/回
託児あり→1,000円/回
- 申込み・問い合わせ：
s.oul-sun-love.m@ezweb.ne.jp

リフレッシュエクササイズ

肩こりや腰痛の予防・解消のために、美しい姿勢や体づくりのために、からだを動かしませんか。

- 対象年齢：毎週木曜日 午前10時～午前11時30分
- 活動場所：東海村中央公民館など
- 会費：1回500円×実施回数
月会費500円
- 申込み・問い合わせ：☎029-283-1951（中根）



石神地区社協 子育て支援事業

石神地区社会福祉協議会の事業です。
季節に合わせたイベントで楽しく過ごしましょう。

- 活動内容：七夕会、クリスマス会、ペアレントトレーニング
- 活動日時：不定期
- 活動場所：石神コミュニティセンター
- 会費：参加費無料
- 申込み・問い合わせ：要申込み
石神コミュニティセンター ☎029-283-2868

ベビーマッサージ教室

舟石川・船場地区社会福祉協議会の事業です。
赤ちゃんとのふれあい、仲間づくりに。

- 対象年齢：村内在住の生後3～7ヶ月の赤ちゃんとその養育者各10組
- 活動日時：年6回程度（何回でも参加可）
午前10時～午前11時30分
- 活動場所：舟石川コミュニティセンター和室
- 会費：1回100円
- 申込み・問い合わせ：要申込み
舟石川コミュニティセンター ☎029-283-1951

赤ちゃんママのキラキラサロン

中丸地区社会福祉協議会の事業です。
季節の行事や読み聞かせ、手遊び、リズム、ティータイム等1年を通して楽しめます。

- 対象年齢：中丸地区在住の生後4ヶ月～1歳6ヶ月までの赤ちゃん和妈妈
- 活動日時：年8回程度
午前10時～午前11時10分
- 活動場所：中丸コミュニティセンター
- 会費：1回100円
- 申込み・問い合わせ：要申込み
中丸コミュニティセンター ☎029-287-3158

ママのリラックスタイム

真崎地区社会福祉協議会の事業です。ちょっと一息つきに遊びに来ませんか。

- 対象年齢：村松学区在住の生後3ヶ月～1歳くらいまでの子どもとおうちの方（兄妹の参加も可）
- 活動日時：5月・7月・9月・11月・3月
午前10時～午前11時30分
- 活動場所：真崎コミュニティセンター和室
- 会費：参加費無料
- 申込み・問い合わせ：申込み不要
真崎コミュニティセンター ☎029-283-4477

BPプログラム（親子の絆づくりプログラム）

お問い合わせ 子育て支援課 ☎ 029-282-1711（内線 1182）
健康増進課（保健センター） ☎ 029-282-2797

初めての子育てをするお母さんと赤ちゃんが一緒に参加するプログラムです。
子育ての基礎知識を一緒に学びながら、仲間作りをしませんか？

対象者

村内在住の第1子の母親、
生後2ヶ月から5ヶ月までの赤ちゃん
※対象者には、事前に個別通知します。

参加人数

各月20組

日程

実施月

6月、9月、12月、3月の火曜日
各月ごとに全4回（4週連続）

参加費

無料（テキスト代は自己負担）

会場

保健センター（総合福祉センター「絆」内）

時間

午後2時から午後4時まで
※12月は、午後1時30分から午後3時30分まで





母と子のサロン

お問い合わせ 青少年センター（生涯学習課） ☎ 029-282-7049

初めての子育てについての学習や絵本の読み聞かせ、手遊び歌などのレクリエーションを楽しみながら、育児に関する情報交換や相談などが気軽にできる友達を作ってもらうための子育て支援事業です。

実施時期

前期：5～6月 後期：10～11月
各期全5回

募集期間

前期：4月 後期：9月

対象者

村内在住の第1子の母親と0歳児

募集人数

各16組

参加費

無料

※青少年育成東海村民会議非会員は1世帯300円かかります。

※対象月齢及び日程等については、広報とうかい4月10日号（前期の詳細）、9月10日号（後期の詳細）やホームページ等でご確認ください。



ちびっこ集まれ！お父さんと遊ぼう！

お問い合わせ 青少年センター（生涯学習課） ☎ 029-282-7049

ゲームなどを通して父子のふれあいの場を提供することで、子どもとのふれあい方など今後の子育ての参考にするとともに、父親の子育て参加を支援する事業です。

実施時期

10～12月

参加人数

20組

対象者

村内在住の2～3歳児と父親

参加費

無料

※青少年育成東海村民会議非会員は1世帯300円かかります。

募集期間

9～11月

※日程等については、広報とうかいやホームページ等でご確認ください。



学校

村には、小学校6校、中学校2校があり、住んでいる住所により、就学学校（指定学校）が決められています。



転出・転入するとき

お問い合わせ 学校教育課 ☎ 029-282-1711（内線1414）

小・中学生のお子さんの転出学・転入学の手続きが必要です。

転出学の手続き

住民課：転出の手続き



学校教育課：転学届を記入



転学届（写し）
転学通知書

在学中の学校へ提出



在学証明書
転学児童（生徒）教科用図書給与証明書

転出先市区町村の学校へ提出

転入学の手続き

住民課：転入の手続き



学校教育課：転学届を記入



転学届（写し）
転学通知書

+

在学していた学校が発行したもの

在学証明書
転学児童（生徒）教科用図書給与証明書

指定された学校へ提出



指定学校の変更

お問い合わせ 学校教育課 ☎ 029-282-1711（内線1419）

「東海村児童の就学に関する規則」に基づく特別な理由があれば、指定学校を変更することができます。

但し、個別の事情によって判断され、すべての申請が許可されるとは限りませんので、詳細はご相談ください。

- 例：
- 学期（学年）の途中で村内転居して指定学校が変わるが、学期（学年）末まで従前の学校に通学したい。
 - 帰宅後に保護者が不在のため、村内に住む保護預かり者の住居付近の学校に通学させたい。



区域外就学

お問い合わせ 学校教育課 ☎ 029-282-1711 (内線 1419)

東海村に住民票がない場合でも、「東海村児童の就学に関する規則」に基づく特別な理由があれば、他市町村から村内（通学区域外）の学校へ、就学することができます

例：●学期（学年）の途中で村外へ転出したが、学期末（学年末）まで従前の学校に通学させたい。

但し、個別の事由により判断され、すべての申請が認められるとは限りません。また、就学にはお住まいの市町村教育委員会と東海村教育委員会の同意が必要です。



就学援助制度

お問い合わせ 学校教育課 ☎ 029-282-1711 (内線 1412)

村内小・中学校に在学する児童・生徒の保護者で、東海村児童生徒就学援助規則の認定要件を満たす方を対象に、就学に必要な費用の一部を援助します。



特別支援教育就学奨励事業

お問い合わせ 学校教育課 ☎ 029-282-1711 (内線 1412)

村内小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者を対象に、教育費等の経済的な負担軽減、特別支援教育の振興を目的とし、世帯の収入状況に応じて就学に要する費用の一部を援助します。収入の状況によっては、対象にならない場合があります。

申請時期は、毎年6月です。ただし、転入や措置変更等により年度の途中から対象となった場合は、学校または教育委員会学校教育課へご相談ください。



東海村奨学金制度

お問い合わせ 学校教育課 ☎ 029-282-1711 (内線 1412)

それぞれ要件等がありますので、詳細はお問い合わせください。申請時期は12月から1月前後となります。

修学資金について

村では、高等学校・大学等に在学及び入学を予定しているが、経済的な理由により修学困難な方を対象に、修学資金（修学に必要な資金）の貸与を行っています。

入学準備金について

高等学校・大学等への入学を予定している方で、経済的な理由により修学が困難な方を対象に、入学準備金（入学に必要な資金）の貸与を行っています。



東海村通学路交通安全プログラム

お問い合わせ 学校教育課 ☎ 029-282-1711 (内線 1413)

村では、関係機関との連携体制を構築した上で、「東海村通学路交通安全プログラム」を策定し、通学路の安全確保に向けた取り組みを行っています。

毎年、このプログラムに基づき、関係機関と連携し、通学路の合同点検を実施しており、平成30年度からは交通安全に加え、防犯面からの合同点検も実施するなど、児童生徒の安全確保を徹底しています。

合同点検の対策内容および対策箇所については、村ホームページをご覧ください。





ひとり親家庭



児童扶養手当

お問い合わせ 子育て支援課 ☎ 029-282-1711 (内線 1182)

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。同居状況等により受給資格がない場合がありますので、詳細はお問い合わせください

対象者

18歳に達する以後最初の3月31日（18歳の年度末）までにある児童で、以下のいずれかに該当する児童を養育している母、または児童を養育し生計を同じくする父、父母に代わる養育者が対象です。

離婚、死亡、父または母が一定の障がいの状態にある、生死不明、1年以上遺棄している、裁判所からのDV保護命令を受けた、引き続き1年以上拘禁されている、母の婚姻によらないで生まれた、児童を懐胎した当時の事情が不明である児童

支給日

年6回奇数月の11日（11日が土・日・祝日の場合は、前営業日）に、それぞれの前月分までを支給します。

申請方法

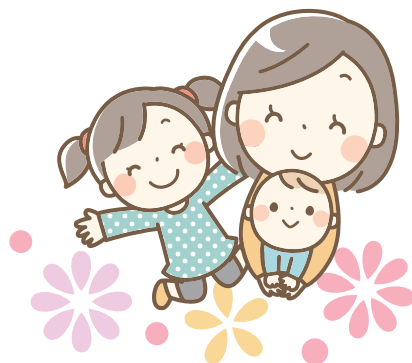
申請先 子育て支援課

必要なもの

- 印鑑
- 請求者名義の口座番号が分かるもの（通帳、キャッシュカード等）
- 戸籍謄本（請求者本人と児童のもの）
- 請求者と支給対象児童の個人番号が確認できるもの（マイナンバーカードまたは通知カード）
- 請求者の顔写真つき身分証明書（運転免許証等）

その他必要に応じて提出するもの

養育している児童と別居している場合や住民票の住所と実際に居住している住所が違う場合等、必要に応じて提出していただく書類があります。書類は窓口にありますので、詳細はご相談ください。





母子父子家庭家賃助成事業

お問い合わせ 子育て支援課 ☎ 029-282-1711 (内線 1182)

母子・父子家庭の自立を支援し、児童の健全な育成や生活の安定を図るため、母子・父子家庭の方に対して家賃の一部を助成します。

対象者

- ①～⑤すべてに該当する必要があります。
 - ①児童扶養手当を受給し、支給額がある者
 - ②村内に住所があり、6ヶ月以上引き続いて村内に居住している者
 - ③児童と同一世帯で同居している者
 - ④賃貸借契約の名義人が、児童扶養手当の受給者であること
 - ⑤公的な住宅扶助を受けていない者
- ※県営住宅は、助成の対象から外れます。

助成額

月額10,000円（ただし、家賃が10,000円に満たない場合は、家賃相当額）

支給日

原則、毎年4月、8月、12月の25日（25日が土・日・祝日の場合は、前営業日）に、それぞれの前月分までを支給します。

申請方法

申請先 子育て支援課

必要なもの

- 印鑑
- 請求者名義の口座番号が分かるもの（通帳、キャッシュカード等）
- 戸籍謄本（請求者本人と児童のもの）
- 賃貸借契約書の写し
- 家賃の支払いが確認できるもの（申請月分を含める直近のもの）



遺児福祉手当

お問い合わせ 子育て支援課 ☎ 029-282-1711 (内線 1182)

児童の健全な育成を助長するために、父もしくは母、または両親が死亡した児童に対して支給します。

対象者

義務教育終了前（15歳到達後最初の3月31日まで）の遺児の養育者であって、村内に住所を有し居住している方

支給額

遺児ひとりにつき、月額3,000円

支給日

毎月21日（21日が土・日・祝日の場合は前営業日）に支給します。

申請方法

申請先 子育て支援課

必要なもの

- 印鑑
- 口座番号が分かるもの（通帳、キャッシュカード）
- 戸籍謄本（遺児が属するもの）
- 申請者が属する世帯全員の住民票の写し

その他必要に応じて提出するもの

- 在学証明書
遺児が、15歳到達後最初の3月31日以後も、引き続いて中学校または特別支援学校の中学部に在学している場合

ひとり親家庭の医療福祉費支給制度

お問い合わせ 住民課 ☎ 029-282-1711 (内線 1135)

健康保険（医療保険）で病院等にかかった自己負担分の費用の一部を公費で助成する制度で、通称「マル福」と呼ばれるものです。

対象者

- 18歳未満の児童がいる家庭で配偶者がいない親と監護しているその子。ただし、児童が高等学校の学生またはある程度の障がいの状態にある方の場合は、20歳未満まで
- 前年度の所得が基準額未満である方

更新について

毎年6月末に更新

申請方法

必要なもの

- 健康保険証
- 印鑑
- 口座番号が分かるもの
(通帳、キャッシュカード等)
- 所得確認対象者の課税証明書（医療福祉費受給者証交付状況証明書がある方や東海村で所得が確認できる方は不要）
- 医療福祉費受給者証交付状況証明書（県内の前住所地でマル福を受給していた場合）

児童が18歳以上で該当する場合に提出するもの

- 高等学校の在学証明書
- 特別児童扶養手当証書
- 障害者手帳

マル福の自己負担金について

- 外来自己負担金（1つの医療機関で、1日600円までを月2回が上限）
 - 入院自己負担金（1つの医療機関で、1日300円。月3,000円が上限）
- ※県外ではマル福の受給者証が使用できません。一旦、健康保険証の自己負担割合でお支払いください。領収書、印鑑、受給者証を持参のうえ、払い戻しの申請をしてください。

自己負担金等の支給申請について

東海村では、医療機関で支払った自己負担金の助成を行っています。

以下に該当する自己負担金等については、領収書、印鑑、受給者証を持参のうえ、申請をしてください。

- 外来自己負担金のうち1回の受診で600円未満の場合または2回の受診で600円未満が2回の場合（月ごと、医療機関ごと）
- 入院時自己負担金および入院時食事代
- 補装具等を作ったときの自己負担金（申請の際には、保険組合等からの給付決定通知が必要です）
- 県外で受診した医療費

変更等があった場合は、窓口での手続きが必要です。

- 村内で転居したとき
- 健康保険証が変更になったとき
- 氏名が変わったとき
- 振込先を変更したいとき
- 受給者証を紛失したとき
- 受給要件に該当しなくなったとき
(婚姻したとき等)



障がいのあるお子さんへの支援



障がいのある方の医療福祉費支給制度

お問い合わせ 住民課 ☎ 029-282-1711 (内線1135)

健康保険（医療保険）で病院等にかかった自己負担分の費用の一部を公費で助成する制度で、通称「マル福」と呼ばれるものです。前年の所得が茨城県の基準の所得制限を超え、1,000万円未満の場合には、東海村独自の医療福祉費支給制度、通称「マル特」が適用されます。

対象者

- 身体障害者手帳1・2級の方
- 身体障害者手帳3級で内部障がい（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルス、肝臓）のある方
- 療育手帳A以上の方
- 精神障害者保健福祉手帳1級の方
- 障害年金1級を受給する方
- 特別児童扶養手当1級の方

更新について

毎年6月末に更新

申請方法

必要なもの

- 健康保険証
- 印鑑
- 口座番号が分かるもの（通帳、キャッシュカード等）
- 所得確認対象者の課税証明書（医療福祉費受給者証交付状況証明書がある方や東海村で所得が確認できる方は不要）
- 医療福祉費受給者証交付状況証明書（県内の前住所地でマル福を受給していた場合）
- 障がいの程度が分かる書類（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害年金証書等）

マル福・マル特の自己負担金について

県内の医療機関の場合、健康保険証および医療福祉費受給者証を提示すれば外来自己負担金および入院自己負担金の支払いはありません。

※県外ではマル福・マル特の受給者証が使用できません。一旦、健康保険証の自己負担割合でお支払いください。領収書、印鑑、受給者証を持参のうえ、払い戻しの申請をしてください。

自己負担金等の支給申請について

東海村では、医療機関で支払った自己負担金の助成を行っています。以下に該当する自己負担金等については、領収書、印鑑、受給者証を持参のうえ、申請をしてください。

- 入院時食事代
- 補装具等を作ったときの自己負担金（申請の際には、保険組合等からの給付決定通知が必要です）
- 県外で受診した医療費

変更等があった場合は、窓口での手続きが必要です。

- 村内で転居したとき
- 健康保険証が変更になったとき
- 氏名が変わったとき
- 振込先を変更したいとき
- 受給者証を紛失したとき
- 受給要件に該当しなくなったとき
- 障がいの程度に変更があったとき



手帳の交付

お問い合わせ なごみ東海村総合支援センター（障がい福祉課） ☎ 029-287-2525

身体障害者手帳

身体障がいがある方が、様々な支援を受けるために必要な手帳です。

対象者

視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語、そしゃく、肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器の機能、ぼうこう・直腸の機能、小腸の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能、肝臓の機能に障がいのある方

申請先 なごみ東海村総合支援センター

精神障害者保健福祉手帳

一定程度の精神障がいのある方が、各種の支援を受けやすくするための手帳です。

対象者

精神疾患（てんかん、発達障がい等を含む）のある方

申請先 なごみ東海村総合支援センター

療育手帳

知的障がいのある方が、一貫した療育・援助、様々な福祉施策を受けやすくするための手帳です。

対象者

医学的、心理学的な判定によって、知的障がいがあると判定された方

申請先

18歳未満：児童相談所
 【所在地】水戸市水府町864-16
 ☎ 029-221-4150
 18歳以上：福祉相談センター
 （障害者相談支援課）
 【所在地】水戸市三の丸1-5-38
 （三の丸庁舎2階）
 ☎ 029-221-0800



障害者手帳による割引制度

お問い合わせ なごみ東海村総合支援センター（障がい福祉課） ☎ 029-287-2525

手帳の種類・等級や年齢によって対象が異なります。詳細は各種お問い合わせください。

割引の種類	お問い合わせ先		割引の種類	お問い合わせ先
旅客運賃の割引	JRの各駅	各種税金の控除	所得税	太田税務署 ☎ 0294-72-2171
携帯電話使用料の減免	各携帯電話会社		相続税	
バス運賃の割引	各バス会社		贈与税	
国内航空運賃の割引	各航空会社の支店、営業所、旅行代理店		事業税	
タクシー料金の割引	各タクシー会社		医療費控除	
大洗カーフェリーの割引	商船三井フェリー(株)		自動車税	常陸太田県税事務所 ☎ 0294-80-3314
有料道路通行料金の割引	なごみ東海村総合支援センター		自動車取得税	水戸県税事務所 自動車税分室 ☎ 029-247-1297
NHK受信料の減免	なごみ東海村総合支援センター		住民税	税務課 ☎ 029-287-0833
NTT番号案内(104)の免除	NTTの各支店・営業所		軽自動車税	
県立施設入館料・使用料の減免	各施設			



障がいのあるお子さんへの手当

お問い合わせ なごみ東海村総合支援センター（障がい福祉課） ☎ 029-287-2525

東海村心身障害者（児）福祉手当															
内 容	心身に障がいのある方や介護者に対して、福祉の増進を図ることを目的として支給するものです。														
対象者	<table border="0"> <tr> <td>【満20歳以上の方】</td> <td>【満20歳未満の方】</td> </tr> <tr> <td>●身体障害者手帳 1・2級の方</td> <td>●身体障害者手帳1・2・3級の方</td> </tr> <tr> <td>●療育手帳 マルA・Aの方</td> <td>●下肢障がいのある身体障害者手帳4級の方</td> </tr> <tr> <td></td> <td>●療育手帳マルA・A・Bの方</td> </tr> <tr> <td></td> <td>●精神障害者保健福祉手帳1・2級の方</td> </tr> <tr> <td></td> <td>●身体障害者手帳4級と療育手帳Cが重複する方</td> </tr> <tr> <td></td> <td>●身体障害者手帳4級と精神障害者保健福祉手帳3級が重複する方</td> </tr> </table>	【満20歳以上の方】	【満20歳未満の方】	●身体障害者手帳 1・2級の方	●身体障害者手帳1・2・3級の方	●療育手帳 マルA・Aの方	●下肢障がいのある身体障害者手帳4級の方		●療育手帳マルA・A・Bの方		●精神障害者保健福祉手帳1・2級の方		●身体障害者手帳4級と療育手帳Cが重複する方		●身体障害者手帳4級と精神障害者保健福祉手帳3級が重複する方
【満20歳以上の方】	【満20歳未満の方】														
●身体障害者手帳 1・2級の方	●身体障害者手帳1・2・3級の方														
●療育手帳 マルA・Aの方	●下肢障がいのある身体障害者手帳4級の方														
	●療育手帳マルA・A・Bの方														
	●精神障害者保健福祉手帳1・2級の方														
	●身体障害者手帳4級と療育手帳Cが重複する方														
	●身体障害者手帳4級と精神障害者保健福祉手帳3級が重複する方														
特別児童扶養手当															
内 容	精神、知的または身体障がい等のある20歳未満の児童の福祉の増進を図ることを目的として、児童の父母または養育者に対して手当を支給します。														
対象者	<table border="0"> <tr> <td>次のいずれかに該当する20歳未満の児童を監護している父または母、もしくは父母にかわって児童を養育している方</td> <td>●身体障害者手帳1・2・3級程度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>●療育手帳マルA・A・B程度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>●精神障害者保健福祉手帳1・2級程度</td> </tr> </table>	次のいずれかに該当する20歳未満の児童を監護している父または母、もしくは父母にかわって児童を養育している方	●身体障害者手帳1・2・3級程度		●療育手帳マルA・A・B程度		●精神障害者保健福祉手帳1・2級程度								
次のいずれかに該当する20歳未満の児童を監護している父または母、もしくは父母にかわって児童を養育している方	●身体障害者手帳1・2・3級程度														
	●療育手帳マルA・A・B程度														
	●精神障害者保健福祉手帳1・2級程度														
障害児福祉手当															
内 容	重度の障がいがあるため、日常生活において常に介護を必要とする在宅で生活している20歳未満の方に支給します。														
対象者	身体障害者手帳1級程度または療育手帳マルA程度で、日常生活に常時介護が必要な20歳未満の方														

申請先 なごみ東海村総合支援センター



自立支援医療

お問い合わせ なごみ東海村総合支援センター（障がい福祉課） ☎ 029-287-2525

育成医療

障がいの軽減や機能の回復を図るために必要な医療費の給付を行っています。

身体障害者福祉法第4条の規定による別表に掲げる程度の身体上の障がいを有する、または現存する疾患が当該障がいまたは疾患に係る医療を行わないときは、将来において同別表に掲げる障がいと同程度の障がいを残すと認められる18歳未満の児童であって、確実な治療の効果が期待できるもの。

精神通院医療

精神疾患（「てんかん」を含む）の治療を受けている方が、外来で保険適用の医療を受けた際、医療費の9割を保険と公費で負担する制度です。

※茨城県が指定した医療機関等への通院による精神医療が行われたものに限りです。

申請先 なごみ東海村総合支援センター



その他のサポート.....

お問い合わせ なごみ東海村総合支援センター（障がい福祉課） ☎ 029-287-2525
保健センター（健康増進課） ☎ 029-282-2797

補装具費の支給

身体障がい児者の体の不自由を補い、日常生活や職場での活動を容易にするため、必要な補装具費の支給を行います。

日常生活用具の給付

自力で日常生活を営むことが困難な重度の障がい児者に対して、日常生活を容易にするため、日常生活用具を給付します。

なお、介護保険の認定を受けていて、介護保険による貸与・給付で対応できるものについては、介護保険が優先されます。

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付

村では、小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付を行っています。

※お問い合わせ 保健センター（健康増進課）
☎029-282-2797

東海村障がい者家族介護用品購入費助成事業

障がい児者を在宅等で介護している家族に対して、家族介護用品を購入するための費用の一部を助成します。

東海村軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の言語の習得、教育等の健全な発達を支援するために、補聴器購入費用の一部を助成します。

障がい児通所支援事業

発達に不安のある児童に対して、発達段階にあった早期療育を行います。

主なサービスとして、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援があります。

障がい者等日中一時支援事業

障がい児者を一時的に預かり、見守り等の支援を行うことにより、障がい児者の日中における活動の場の確保やその家族の就労支援、介護負担の軽減等を図ることを目的とした事業です。



お出かけ・イベント



公園

お問い合わせ 都市整備課 ☎ 029-282-1711 (内線 1243)

東海村内には、現在83か所の公園・緑地等があります。

(令和2年4月1日現在)



公園を利用される皆様へ

- 公園は、村民みんなが利用するところです。公園入口等にある看板の注意事項、禁止事項を守ってください。看板に書かれていないことであっても、破損行為や他人に迷惑となる行為はしないでください。
- 公園周辺道路での路上駐車は交通の妨げになり、事故の危険が高まりますのでご遠慮ください。
- 公園内への自転車・バイク等の乗り入れはしないでください。ただし、子どもの自転車の練習で、保護者が常に付き添っているときは例外です。
- ペットのふんは、飼い主が責任をもって持ち帰ってください。
- 公園にはゴミ箱はありません。ゴミは各自持ち帰り、ポイ捨てはしないでください。
- 公園内は禁煙です。



人気のある公園を一部紹介します！

阿漕ヶ浦公園

住所：東海村村松579

幼児用遊具（3歳～6歳児を対象）と児童用遊具（6歳～12歳を対象）の2つのエリアがあります。

屋根付きのベンチや休憩施設などがあり、保護者が安心して子どもたちを見守ることができます。

※休憩施設の開館時間

午前9時～午後4時30分

休館日：毎週月曜日

（祝日の際は翌日）及び

年末年始（12月28日～1月3日）



舟石川近隣公園

住所：東海村舟石川駅西4-30-10

さまざまな使い方ができるよう、4つのゾーン分け（遊戯広場・築山・円形広場・多目的広場）を行い、1周約400メートルの園路、遊具、健康器具、休憩施設などがあります。

自然や四季を感じられる憩いの場となっています。また、入口から園路などにつながる部分をバリアフリー化し、利用しやすく見晴らしのよい公園です。



駅東第4公園

住所：東海村舟石川駅東3-9内

複合遊具やブランコ、滑り台の他、健康遊具などがあります。





青少年健全育成事業

お問い合わせ 青少年センター（生涯学習課） ☎ 029-282-7049

やったん祭

例年、東海南中学校を会場に、文化祭と同日に開催しています。村内で活動する青少年育成団体をはじめ、中学生スタッフ等も募集し、青少年が主体となって楽しめる祭を企画・実施しています。

お祭では、子どもたちが楽しめるゲーム等を実施する「チャレンジ広場」と、青少年関係団体による模擬店が出店される「バザール広場」に分かれて行っています。

青少年育成東海村民会議事業

自然体験 学習の旅

大自然の中で学校や年齢を超えた集団活動を体験し、小学生の「自立心」と中学生の「リーダーシップ」を養い、豊かな感性を育む体験学習事業。

- 実施時期：7月（3泊4日）
- 対象者：小学4～6年生，中学2年生
- 募集期間：4月
- 募集人数：小学生90名，中学生22名

ふるさと 体験教室

自分たちの住んでいる「ふるさと東海村」のすばらしさを再発見するとともに、自ら企画し、最後までやり遂げることの大切さを学ぶ体験学習事業。

- 実施時期：通年（年4回程度）
- 対象者：小学4～6年生
- 募集期間：4～5月
- 募集人数：30名

青少年育成 東海村民会議 支部事業

村内の6つの支部（白方・照沼・中丸・石神・舟石川・村松）では、年間を通して、地域ごとに特色のある事業を展開。

※青少年関係団体等の行事予定については、毎年カレンダーを作成していますので、ご覧ください。

なお、各団体の事業内容・日程等は変更となることもありますので、詳細は各団体へお問い合わせください。





図書館

お問い合わせ 東海村立図書館（生涯学習課） ☎ 029-282-3435, ☎ 029-282-3416

小さいお子さんに

●ブックスタート

保健センターでの乳児健診時に、ボランティアによる読み聞かせをしながら、赤ちゃんにおすすめの絵本1冊などが入った「ブックスタートパック」を配布しています。

●あかちゃんタイム

図書館では、毎月第1・3木曜日の午前中を「あかちゃんタイム」としてしています。「小さい子は声を出してしまうので、図書館は行きづらい」という方に向け、この日のこの時間だけは、赤ちゃんの声がしても温かく見守りましょうというものです。第3木曜日にはおはなし会も開催しています

●おはなしコーナー

靴をぬいでくつろげます。

●その他

授乳室や子育てに役立つ情報を掲示したコーナー、絵本を紹介した本を集めたコーナーがあります。



中高生に

●ティーンズコーナー

中高生の読みやすい小説などが置いてあります。

●研修室・交流ラウンジ

行事等のないときは、開放しています。読書、調査等にご利用いただけます。

●教科書コーナー

村内で使用されているものだけでなく、多くの教科書を展示しています。

●進学情報コーナー

進学に役立つ情報を掲示しています。

図書館の
ホームページは
こちら



パソコン

<https://www.tosyo.vill.tokai.ibaraki.jp>

スマートフォン

<https://www.tosyo.vill.tokai.ibaraki.jp/sp/>



携帯

<https://www.tosyo.vill.tokai.ibaraki.jp/WebOpac/mobile>





相 談

子育て世代包括支援センター「はぐ♥くみ」.....

お問い合わせ 保健センター（健康増進課） ☎ 029-282-2797

保健センター内に、妊娠・出産・子育てのワンストップ相談窓口「子育て世代包括支援センター（愛称「はぐ♥くみ」）」があります。母子保健コーディネーターやマイ保健師が一人ひとりの状況に合わせ、丁寧に対応しています。お気軽にお越しください。

「はぐ♥くみ」妊娠・出産・子育てに関する相談専用ダイヤル

☎ 029-306-2277

月曜日～金曜日（午前8時30分～午後5時15分 ※正午～午後1時を除く）

母子保健コーディネーター

これからの生活の中で、妊娠や出産、育児について戸惑うことが出てくるかもしれません。ひとりで心配せずに、妊娠・出産・子育てのこと、そのほかにもいろいろな不安や悩みをお気軽にご相談ください。

マイ保健師

お住まいの地区担当の「マイ保健師」が、妊娠中からサポートしています。妊娠後期に「マイ保健師」からお電話をかけさせていただきます。不安や悩みをお気軽にご相談ください。

育児支援・相談.....

お問い合わせ 子育て支援課 ☎ 029-282-1711（内線 1182）

家庭においてお子さんが健全に成長・発達していくための養育、その他、家庭児童福祉の向上を図るための相談・助言指導を行っています。お子さんに関する様々な問題、親御さん自身の育児不安や児童虐待等について、家庭や地域、学校からの相談に応じます。

相談方法

月曜日～金曜日

午前9時～正午、午後1時～午後5時

来課または電話による相談を受け付けています。

必要に応じて、訪問による相談・助言を行います。



その他の相談

休日・夜間の子育てに関する相談、また児童虐待に関する相談は、下記窓口でも対応しています。

- 児童相談所全国共通ダイヤル
☎189（いちはやく）
- 茨城県中央児童相談所
☎029-221-4150
- いばらき虐待ホットライン
（365日24時間対応）
☎029-322-0293

民生委員・児童委員

お問い合わせ 福祉総務課 ☎ 029-282-1711 (内線1137~1139)

住民の皆さんが福祉関係の様々な問題でお困りの際、相談に応じます。相談に関する秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

なお、担当の民生委員・児童委員が分からない場合は、お問い合わせください。

人数・任期

人数

65人（うち3人は児童の問題を専門に扱う「主任児童委員」です）

任期

3年（現在の委員の任期は、令和元年12月1日から、令和4年11月30日まで）



業務内容

援助を必要とする方々の生活状態の把握、相談・助言活動、情報の提供と援助のほか、役場や社会福祉協議会等関係機関への協力を行います。

相談方法

担当区域を定めて活動していますので、ご自分の地区担当の民生委員・児童委員に直接ご相談ください。

母子保健推進員

お問い合わせ 保健センター（健康増進課） ☎ 029-282-2797

母子保健推進員は、通称「母推さん」と呼ばれています。保健センターで行う母子保健事業にご協力をいただくほか、子育てに関する相談に応じています。相談に関する秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

お住まいの地区担当の母子保健推進員を知りたい場合は、保健センターへお問い合わせください。

人数・任期

人数：30人
任期：2年

業務内容

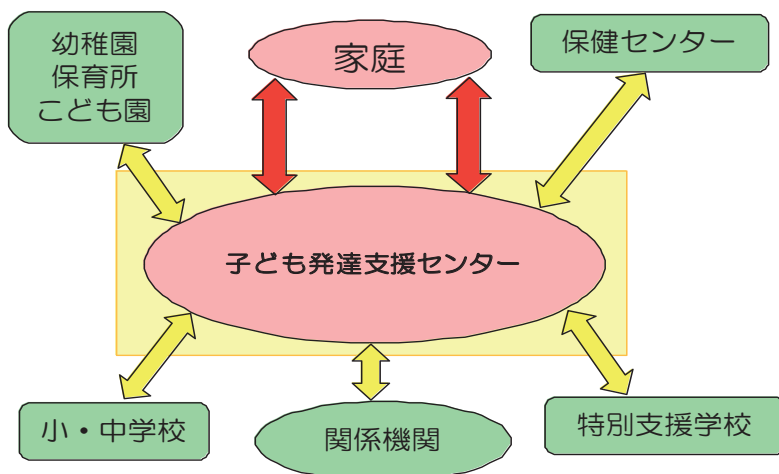
- 乳幼児健康診査のお勧めや受付のお手伝い
- 子育てに関する相談活動



子ども発達支援センター

お問い合わせ 子ども発達支援センター ☎ 029-282-3443

子ども発達支援センターでは、村内在住の子どもの発達に関する相談や支援等を各幼稚園、保育所（園）、こども園、小中学校、関係機関と連携・協力しながら行っています。



対象は

- (1) 村内にお住まいで、お子さんの発達に不安を抱える保護者
- (2) 3歳児健康診査等で、保健センター等から紹介を受けた幼児および保護者
- (3) 幼稚園・保育所（園）・こども園および小学校・中学校から紹介を受けたお子さんおよび保護者
- (4) 幼稚園・保育所（園）・こども園・小学校・中学校の教職員および保育士

このようなことをしています

- (1) 発達について心配があるお子さんの個々の状態に応じた子育ての仕方と一緒に考えます。
- (2) 専門家の指導を受けるお手伝いをします。
- (3) ゲーム、言葉遊びを通して、人のかかわりを育てます。
- (4) 楽しい言葉遊びを通して、正しい発音ができるようにしています。
- (5) 保護者の子育てにおける様々な悩みの相談を受けています。
- (6) 「子育て」について困っていること、心配なこと等、どんなことでもお気軽にご相談ください。

気になることはありますか？

- ことばがはっきりしない
- ある音の発音ができない
- よだれが気になる
- ことばが遅い
- 人の言うことが理解できない
- 人とのコミュニケーションが難しい
- 名前を読んでも振り向かない
- 極端に近づいて物を見る
- 吃音がある
- 落ち着きがなくじっとしてられない
- 身の回りのことが一人でできない
- 手足を自由に動かすことが難しい
- みんなと仲良くしたいのにトラブルになりがち
- 特定の行動や考えに強くこだわる

このようなことや子育て等でお困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください

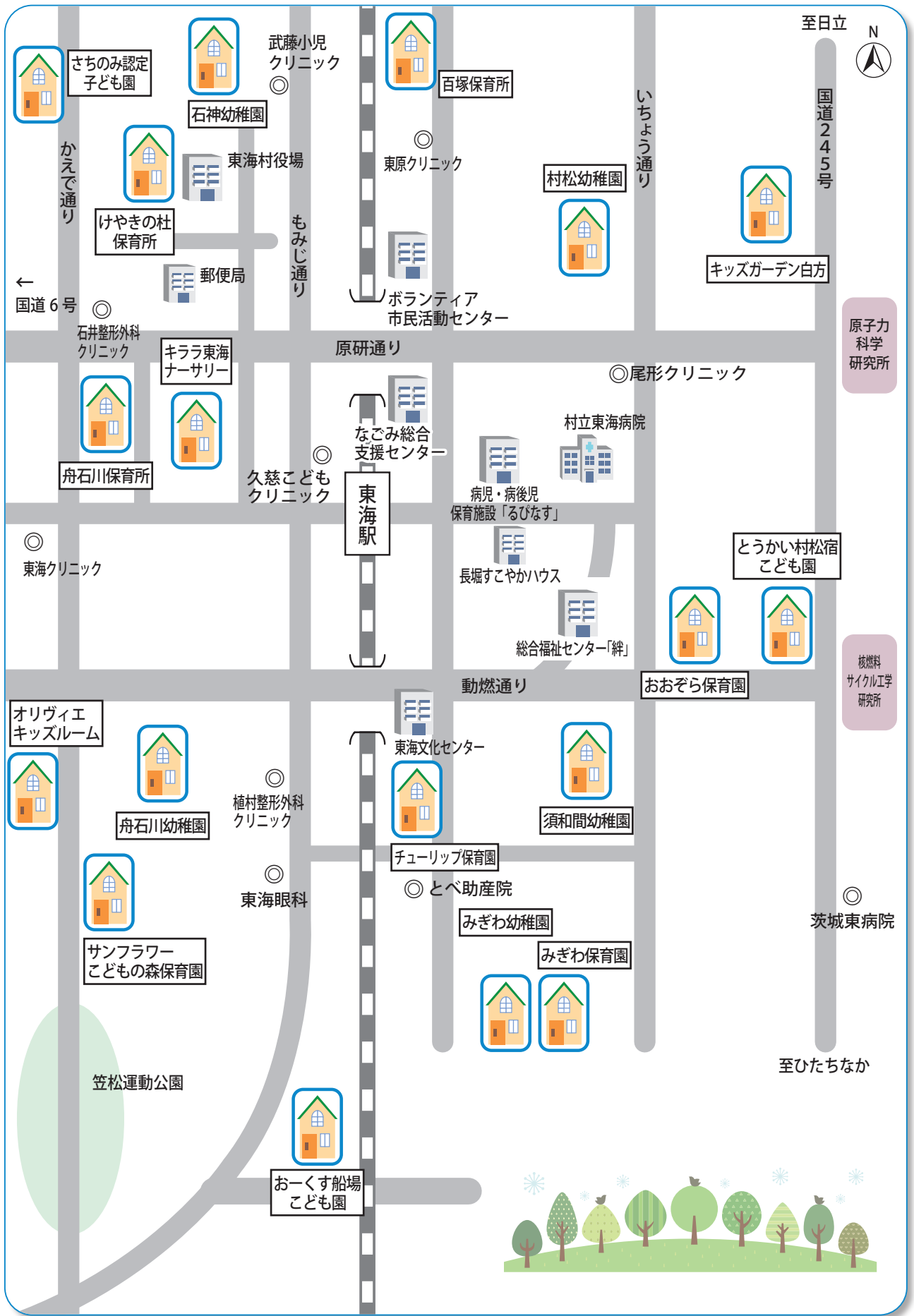
スタッフや相談時間について

- スタッフ
 - ・ 指導員（常勤） 3名
 - ・ 発達支援コーディネーター（月・水・木） 1名
 - ・ 臨床心理士（金） 1名
 - ・ 言語聴覚士（火・水） 2名
 - ・ 発達支援カウンセラー（月2回木曜日） 1名
 - 相談時間
 - ・ 月曜日から金曜日
 - ・ 午前8時30分～午後5時15分
 - ・ （ただし、祝祭日および年末年始（12月29日～1月3日）は除く）
- 費用はかかりません。
まずはお電話でお問い合わせください。

お問い合わせ先一覧

施 設 名	住 所	電話番号
東海村役場	東海三丁目 7 - 1	029-282-1711 (代)
東海村福祉部 子育て支援課	東海三丁目 7 - 1 庁舎4階	029-282-1711 (代) 内線1182
東海村福祉部 住民課	東海三丁目 7 - 1 庁舎1階	029-282-1711 (代) 内線1135
東海村福祉部 福祉総務課	東海三丁目 7 - 1 庁舎1階	029-282-1711 (代) 内線1139
東海村福祉部 健康増進課 (保健センター)	村松2005	029-282-2797
子育て世代包括支援センター 「はぐ♥くみ」※保健センター内	総合福祉センター「絆」内	029-306-2277
東海村福祉部 障がい福祉課 (地域生活支援センター)	舟石川駅東三丁目9-33 なごみ東海村総合支援センター	029-287-2525
東海村立図書館 (東海村教育委員会 生涯学習課)	船場774-5	029-282-3435 029-282-3416
東海村教育委員会 学校教育課	東海三丁目7-1 庁舎4階	029-282-1711 (代) 内線1414
東海村子ども発達支援センター (東海村教育委員会 指導室)	舟石川駅東三丁目9-33 なごみ東海村総合支援センター	029-282-3443
児童センター	村松2005 総合福祉センター「絆」内	029-306-1017
ボランティア市民活動センター「えがお」	村松2005 総合福祉センター「絆」内	029-283-4538
青少年センター (東海村教育委員会 生涯学習課)	船場768 (中央公民館内)	029-282-7049
長堀すこやかハウス	村松2116-1	029-283-3664
百塚保育所	豊岡1829-3	029-282-2949
百塚保育所地域子育て支援センター		029-270-5660
とうかい村松宿こども園	村松3370-1	029-282-3700 029-282-3701
舟石川保育所	大山台二丁目17-39	029-282-4792
みぎわ保育園	須和間1299-4	029-282-3380
チューリップ保育園	船場784-4	029-282-3158
おおぞら保育園	村松2822-1	029-287-3535
サンフラワーこどもの森保育園	船場718-3	029-287-7111
さちのみ認定子ども園	石神内宿2330-3	029-212-5057
おーくす船場こども園	船場592-1	029-352-3680
キララ東海ナーサリー	舟石川駅西三丁目6-28 秋葉マンション1階	029-212-6571
保育園キッズガーデン白方	白方288-1	029-287-0216
オリヴィエキッズルーム	舟石川667-1	029-219-4472
村松幼稚園	村松北一丁目4-1	029-282-2867
石神幼稚園	石神外宿945	029-282-3100
舟石川幼稚園	舟石川453	029-282-2962
須和間幼稚園	須和間440	029-282-4631

村内地図



索引



あ

赤ちゃん教室	12
赤ちゃん全戸訪問	10
預かり保育	19
育成医療	37
遺児福祉手当	33
一時預かり事業	20
1歳6ヶ月児健康診査	12
いばらきKids Clubカード	6
医療福祉費支給制度	4, 16, 34, 35

か

学童クラブ	23
学校	29
救急	15
休日診療	15
区域外就学	30
軽度・中度難聴児補聴器購入費助成金交付事業	38
健康診査	12
健康相談	10, 15
公園	39, 40
子育てサークル	26
子育て支援	25
子育てママ応援事業	8
こども園	17, 18, 24
子ども発達支援センター	45

さ

産後ママあんしんケア事業	3
3歳児健康診査	12
産前・産後ヘルプサポート事業	3
指定学校変更	29
児童委員	44
児童センター	25
児童手当	11
児童扶養手当	32
就学援助制度	30
出産育児一時金	9
出生届	7
障がい児通所支援事業	38
障害児福祉手当	37
障がい者家族介護用品購入費助成事業	38
障がい者等日中一時支援事業	34
奨学金制度	30
自立支援医療	37
身障者等専用駐車場利用証制度	5
新生児聴覚検査	8
身体障害者手帳	36
すくすく	18
青少年育成東海村民会議事業	41
精神障害者保健福祉手帳	36
精神通院医療	37
相談	10, 15, 43

た

多生児等育児支援事業	23
通学路交通安全プログラム	31
低体重児の届出	7
転出学	29
転入学	29
東海村心身障害者（児）福祉手当	37
特別支援教育就学奨励事業	30
特別児童扶養手当	37
図書館	42

な

長堀すこやかハウス	25
日常生活用具の給付	38
乳幼児健康診査	12
認可外保育施設	19, 24
妊娠届	1
妊産婦健康診査	1

は

はぐ♥くみ	43
歯ッピーバースデー教室	12
母と子のサロン	27
ハローベビースクール	2
BPプログラム	27
病児保育事業	21
ブックスタート	12, 42
不妊治療・不育症治療費助成	15
ふるさと体験教室	41
保育所（園）	17, 24
放課後児童クラブ	23
母子健康相談	10
母子健康手帳	1
母子父子家庭家賃助成事業	33
母子保健推進員	44
補装具費の支給	38

ま

マタニティマーク	1
マル福	4, 16, 34, 35
民生委員	44

や

やったん祭	41
養育医療給付制度	9
幼稚園	18, 24
予防接種	13, 14

ら

療育手帳	36
両親学級	2

東海村デマンドタクシー「あいのりくん」のご案内

村内であれば、電話予約等によりご自宅や指定場所から目的地まで送迎する乗合タクシーです。下記の方は、1回あたり1人100円で乗車できます。(通常利用料金300円)

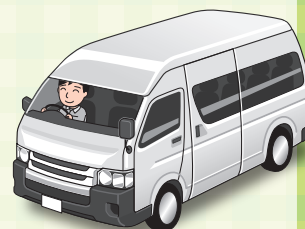
- ・ 6歳児未満（単独乗車不可）及び同乗する保護者

※保護者は1名に限ります

- ・ 身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者及び要介護認定者

ご利用については、東海村ボランティア市民活動センター ☎ 029-283-4538

または、役場企画経営課 ☎ 029-282-1711(代表) にお問い合わせください。



とうかい子育て総合ガイドブック

発行：令和2年4月1日

東海村福祉部健康増進課

〒319-1112

茨城県那珂郡東海村村松2005

総合福祉センター「絆」内

☎029-282-2797

※この冊子に掲載されている情報は、令和2年4月1日現在の情報です。

詳細は、各施設や機関にお問い合わせください。

ホームページでは随時更新した内容が閲覧できます。

東海村子育て支援ポータルサイト「のびのび子育て帳」

<https://www.tokai-kosodate.jp/>

